扶桑町第5期障害者計画

令和6(2024)年度~令和11(2029)年度

令和6年3月 扶 桑 町

扶桑町第5期障害者計画 目 次

第1章	計画策定にあたって	
1 =	†画策定の背景1	
2 計	†画の位置づけと範囲 3	
3 ∄	†画の期間 4	
4 計	†画の策定方法 4	
第2章	基本的な考え方	
1 基	基本理念 6	
2 基	基本目標 7	
3 旅	西策の体系 9	
第3章	扶桑町の障害のある人を取り巻く現状	
1 障	章害のある人の現状10	
2 ±	ナービス等の現状17	
第4章	基本計画	
1 坎	b域共生社会の実現をめざします19	
2 信	tみ慣れた地域での自立した生活を支援します27	
3 2	こどもたちの可能性を伸ばします36	
4 L	いきいきと輝けるよう社会参加を促進します41	
5 ₹	え心して暮らせる人にやさしいまちづくりをめざします47	
資	料	
1 月	月語解説54	
2 ੬	目立支援地域協議会60	
າ ≡.	+面の笠字奴締 64	

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

(1) 計画策定の趣旨

本計画は、障害者基本法第11条に規定する市町村障害者計画です。

本町では、平成30(2018)年3月に、平成30(2018)年度~令和5(2023)年度を計画期間とする「扶桑町第4期障害者計画」を策定し、「ともに生き、ともに支え合う 地域共生のまちをめざして」を基本理念として、地域共生社会の実現をめざし、各種施策を推進してきました。また、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下「障害者総合支援法」といいます。)に基づく「障害福祉計画」、児童福祉法に基づく「障害児福祉計画」を3年ごとに策定し、第4期計画と一体となって障害福祉サービスをはじめとするサービスの充実に努めてきました。この間、本町では「障害児・者総合相談センターふそう」の設置、福祉課窓口への

この間、本町では「障害児・者総合相談センターふそう」の設置、福祉課窓口への 手話通訳者の配置など相談体制の充実や課題解決の体制づくりを推進してきました。 また、共同生活援助(グループホーム)や放課後等デイサービスは、町内、近隣市町 において事業所の整備が進み利用者も急増しました。

一方、一般就労、地域生活への移行の推進、障害者理解や権利擁護の推進も重要な課題であるとともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や、8050問題など新たな課題の解決に向けた取組が必要となっています。

こうした課題の解決をめざし、「扶桑町第4期障害者計画」が令和5 (2023) 年度 に計画年度を終えるため、国の動向や新たな制度に対応した「扶桑町第5期障害者計画」(以下「第5期計画」)を策定することとしました。

(2) これまでの取組の経緯

平成18(2006)年、国連総会において、障害のある人に対する差別を撤廃し、社会参加を促すことを目的とした「障害者権利条約」が採択され、わが国は翌年この条約に署名しました。これを受け、条約の締結に必要な国内法の整備をはじめとする制度の集中的な改革が進められてきました。

こうした動向に対応しながら第5期計画を策定します。

図表1-1 障害者施策の経緯

昭和56 (1981)
1981
中成 5 (1993)
(1993)
平成6 (1994)
(1994)
平成7 (1995)
(1995)
平成11 (1996) ・交通パリアフリー法施行
(1996)
平成12 (2000) ・ 交通パリアフリー法施行 ・ 障害者計画 (第 1 期) 策 平成14 (2002) ・ 第 2 次障害者基本計画策定 ・ 厚まの15 (2003) 平成15 (2003) ・ 厚書者権制度」から 「支援費制度」に移行 ・ 第 2 期障害者計画 ・ 障害者計画 ・ 障害者自立支援法施行 (精神障害者が対象に追加等)・ パリアフリー新法施行 ・ 第 2 期障害者計画 ・ 障害福祉計画策定 (第 1 平成18 (2006) ・ 障害者権利条約採択 ・ 障害者権利条約署名 ・ 第 2 期障害者計画 ・ 度階審福祉計画策定 (第 1 平成10 (2007) ・ 障害者権利条約署名 ・ 第 2 期障害福祉計画策定 (第 1 平成20 (2008) ・ 障害者権利条約第名 ・ 第 2 期障害福祉計画策定 (第 1 平成21 (2009) ・ 障害者差易別の禁止等が追加) ・ 第 3 期障害者計画策定 ・ 第 3 期障害者計画策定 ・ 第 3 期障害者計画策定 ・ 第 3 期障害福祉計画策定 ・ 第 3 期障害福祉計画策定 平成26 (2014) ・ 障害者を分支援法施行 (難病患者等が対象に追加等)・ 障害者権利条約批准 ・ 第 4 期障害福祉計画策定 ・ 第 4 期障害福祉計画策定 ・ 第 4 期障害者計画策定 ・ 度書児福祉計画策定 ・ 第 5 期障害福祉計画策定 ・ 第 5 期障害福祉計画策定 ・ 第 5 期障害福祉計画策定 ・ 第 5 期障害福祉計画 第 2 第 5 期障害者 2 以 3 1 第 5 期障害福祉計画 第 2 第 5 期障害福祉計画 第 2 第 5 期障害福祉計画 第 2 第 5 期障害者 2 以 3 1 第 5 期障害福祉計画 第 2 第 5 1 期障害者 2 1 第 5 1 期間 2 2 1 第 5 1 1 第 5 1 1 第 5 1 1 第 5 1 1 1 1 1
で成14 (2002)
平成14 (2002)
(2002)
で成15 (2003)
で表しき で表しき で表します でましまが で表します でまします でまし
平成18 (2006) ・障害者権利条約採択 ・障害者自立支援法施行 (精神障害者が対象に追加等) ・障害福祉計画策定 (第 1 平成19 (2007) ・障害者権利条約署名 ・障害福祉計画策定 (第 1 平成20 (2008) ・障害者権利条約発効 ・第 2 期障害福祉計画策定 (第 1 平成20 (2009) ・障害者権利条約発効 ・第 2 期障害福祉計画策定 (第 1 平成23 (2011) ・障害者基本法改正 (障害者差別の禁止等が追加) ・第 3 期障害福祉計画策定 ・第 3 次障害者優先調達推進法施行 ・第 3 次障害者基本計画策定 ・障害者権利条約批准 ・ 障害者権利条約批准 平成25 (2013) ・障害者権利条約批准 ・ 障害者権利条約批准 平成26 (2014) ・ 障害者権利条約批准 ・ 第 4 期障害福祉計画策定 ・第 4 期障害福祉計画策定 ・第 5 期障害福祉計画策定 ・第 5 期障害福祉計画 ・第 6 5 5 月障害相祉計画 ・第 6 5 5 月間害福祉計画 ・第 6 5 5 月間害福祉計画 ・第 6 5 月間を定 ・第 5 月間書福祉計画 ・第 6 5 月間を定 ・第 5 月間を記述 ・ 第 5 月間を定 ・第 5 月間を定 ・第 5 月間を定 ・第 5 月間を定 ・第 5 月間を記述 ・ 第 5 月間を定 を 5 月間を定 ・ 第 5 月間
中成18 (2006) ・障害者権利条約採択 (精神障害者が対象に追加等) ・だりアフリー新法施行 ・障害福祉計画策定(第1 平成19 (2007) ・障害者権利条約第名 ・ 第2期障害福祉計画策定 ・第2期障害福祉計画策定 (2008) 平成20 (2008) ・障害者権利条約発効 ・第2期障害福祉計画策定 ・第2期障害福祉計画策定 ・第3期障害福祉計画策定 ・第3期障害福祉計画策定 ・第3期障害福祉計画策定 ・第3期障害福祉計画策定 ・第3期障害福祉計画策定 ・第3期障害福祉計画策定 ・第3期障害福祉計画策定 平成25 (2013) ・障害者優先調達推進法施行 ・第3次障害者基本計画策定 ・障害者権利条約批准 ・第4期障害福祉計画策定 平成26 (2014) ・障害者権利条約批准 ・第4期障害福祉計画策定 平成27 (2015) ・障害者権利条約批准 ・第4期障害福祉計画策定 平成28 (2016) ・「障害者権利委員会 (国連)への政府報告の提出 ・「障害者総合支援法及び児童福祉法改正 (障害児福祉計画策定 ・第4期障害者計画策定 ・第5期障害福祉計画・第 障害児福祉計画・第 障害児福祉計画・第
では19 (2007)
・パリアフリー新法施行 ・成19 (2007) ・障害者権利条約発効 ・障害者権利条約発効 ・ で
平成19 (2007) ・障害者権利条約署名 平成20 (2008) ・障害者権利条約発効 平成21 (2009) ・障害者基本法改正 (障害者差別の禁止等が追加) 平成23 (2011) ・整備法施行 (発達障害者が対象に追加等)・障害者虐待防止法施行 (発達障害者が対象に追加等)・障害者虐待防止法施行 (難病患者等が対象に追加等)・障害者を受養援法施行 (難病患者等が対象に追加等)・障害者優先調達推進法施行・第3次障害者基本計画策定 平成25 (2013) ・障害者を発生調達推進法施行・第3次障害者基本計画策定 平成26 (2014) ・障害者権利条約批准 平成27 (2015) ・障害者差別解消法施行・障害者を分支援法及び児童福祉法改正 (障害児福祉計画策定 平成28 (2016) ・障害者権利委員会 (国連)への政府報告を支援法及び児童福祉法改正 (障害児福祉計画策定等が追加) 平成30 (2018) ・第4期障害者計画策定・第5期障害福祉計画策定 第5期障害福祉計画策定 (障害児福祉計画策定
(2007) ・障害者権利条約署名 平成20 (2008) ・障害者権利条約発効 平成21 (2009) ・魔害者基本法改正 (障害者差別の禁止等が追加) 平成23 (2011) ・整備法施行 (発達障害者が対象に追加等) ・障害者虐待防止法施行 (発達障害者総合支援法施行 (難病患者等が対象に追加等) ・障害者優先調達推進法施行 ・第3期障害福祉計画策定 ・第3期障害福祉計画策定 平成25 (2013) ・障害者優先調達推進法施行 (難病患者等が対象に追加等) ・障害者優先調達推進法施行 ・第3次障害者基本計画策定 平成26 (2014) ・障害者権利条約批准 平成27 (2015) ・障害者権利条約批准 平成27 (2015) ・障害者差別解消法施行 ・障害者総合支援法及び児童福祉法改正 (障害児福祉計画策定等が追加) 平成38 (2016) ・障害者権利委員会 (国連)への政府報告の提出計画策定等が追加) ・第4期障害者計画策定 ・第5期障害福祉計画策定 平成30 (2018) ・第4次障害者基本計画策定 ・第5期障害福祉計画・第6事児福祉計画・第6事門組織書館・第6事門組織書稿2事門組織書稿2事門配配書稿2事門配配書稿2事門配配書稿
平成20 (2008) ・障害者権利条約発効 平成21 (2009) ・障害者基本法改正 (障害者基別の禁止等が追加) 平成23 (2011) ・整備法施行 (発達障害者が対象に追加等)・障害者虐待防止法施行 平成24 (2012) ・障害者を含支援法施行 (発達障害者が対象に追加等)・障害者優先調達推進法施行 (難病患者等が対象に追加等)・障害者優先調達推進法施行 ・第3次障害者基本計画策定 平成25 (2013) ・障害者権利条約批准 平成26 (2014) ・障害者権利条約批准 平成27 (2015) ・障害者権利条約批准 平成28 (2016) ・(国連)への政府報告の提出 ・でき者権利委員会 (国連)への政府報告の提出 ・障害者総合支援法及び児童福祉法改正 (障害児福祉計画策定等が追加) ・第4期障害者計画策定 (障害児福祉計画策定等が追加) ・第4期障害者計画策定 ・第5期障害福祉計画・第億害児福祉計画・第億害児福祉計画・第億害児福祉計画・第億害児福祉計画・第
で成21 (2009)
平成21 (2009) ・障害者基本法改正 (障害者基外の禁止等が追加) 平成23 (2011) ・整備法施行 (発達障害者が対象に追加等) ・障害者虐待防止法施行 (発達障害者が対象に追加等) ・障害者虐待防止法施行 (難病患者等が対象に追加等) ・障害者総合支援法施行 (難病患者等が対象に追加等) ・障害者優先調達推進法施行 ・第3欺障害者基本計画策定 平成25 (2013) ・障害者優先調達推進法施行 ・第3欺障害者社計画策定 平成26 (2014) ・障害者権利条約批准 平成27 (2015) ・障害者権利条約批准 平成28 (2016) ・(国連)への政府報告の提出 ・障害者を分援法及び児童福祉法改正 (障害児福祉計画策定等が追加) ・第4期障害者計画策定 ・第5期障害福祉計画・第65月期障害福祉計画・第65月組計画書稿65月組計画書稿65月組計画書稿65月組計画書稿65月組計画書稿65月組計画書稿65月組計画書稿65月組計画書稿65月組計画書稿65月組計画書稿65月組計画書稿65月組計画書稿65月組計画書稿65月組計画書稿65月組計画書稿65月組計画書稿65月組計画第65月組計画第65月組計画書稿65月組計画第65月組計画第65月組計画第65月組計画第65月組計画第65月組計画第65月組計画第65月組計画書稿65月組計画書稿65月組計画書稿65月組計画書稿65月組計画書稿65月組計画第65月組計画第65月組計画第65月組計画第65月組計画第65月組計画第65月組計画第65月組計画第65月組計画第65月組計画第65月組計画第65月組計画第65月組計画第65月組計画第65月組計画第65月組計画第65月組計画面65月組計画65月組計画65月組計画65月組計画65月組計画65月組計画65月組計
で成23 (2011)
平成23 (2011) ・障害者基本法改正 (障害者差別の禁止等が追加) 平成24 (2012) ・整備法施行 (発達障害者が対象に追加等) ・障害者虐待防止法施行 ・第3期障害者計画策定 ・第3期障害福祉計画策定 平成25 (2013) ・障害者総合支援法施行 (難病患者等が対象に追加等) ・障害者優先調達推進法施行 ・第3次障害者基本計画策定 平成26 (2014) ・障害者権利条約批准 平成27 (2015) ・障害者を分支援法及び児童福祉法 改正 (障害者総合支援法及び児童福祉法 改正 (障害児福祉計画策定等が追加) 平成30 (2018) ・第4次障害者基本計画策定 ・第5期障害福祉計画策定 ・第5期障害福祉計画策定 ・第5期障害福祉計画策定 ・第5期障害福祉計画策定
で成24 (2012)
平成24 (2012) ・整備法施行 (発達障害者が対象に追加等)・第3期障害者計画策定・第3期障害福祉計画策定・第3期障害福祉計画策定・第3期障害福祉計画策定・第3期障害福祉計画策定・第3期障害福祉計画策定・第3期障害福祉計画策定・第3次障害者基本計画策定・第3次障害者基本計画策定・第4期障害福祉計画策定・第4期障害福祉計画策定・第4次障害者基本計画策定・第5期障害福祉計画策定・第5期障害福祉計画・第6を開きます。 平成28 (2016) ・障害者権利委員会 (国連)への政府報告の提出 ・障害者差別解消法施行・障害者総合支援法及び児童福祉法改正 (障害児福祉計画策定・第4次障害者基本計画策定・第5期障害福祉計画・第6を開きに対し、対策を開きます。 平成30 (2018) ・第4次障害者基本計画策定・第5期障害福祉計画・第6を開きに対しませ、対策を開きを開きます。
平成24 (2012) (発達障害者が対象に追加等)・第3期障害福祉計画策定・障害者虐待防止法施行 ・障害者総合支援法施行 (難病患者等が対象に追加等)・障害者優先調達推進法施行・第3次障害者基本計画策定 平成26 (2014) ・障害者権利条約批准 平成27 (2015) ・障害者権利条約批准 平成28 (2016) ・障害者権利委員会 (国連)への政府報告の提出 ・障害者総合支援法及び児童福祉法改正 (障害児福祉計画策定等が追加) ・第4期障害福祉計画策定・第5期障害福祉計画策定・第5期障害福祉計画策定・第5期障害福祉計画・第6階書児福祉計画策定
・障害者虐待防止法施行 ・障害者修合支援法施行(難病患者等が対象に追加等)・障害者優先調達推進法施行・第3次障害者基本計画策定 平成26 (2014) ・障害者権利条約批准 平成27 (2015) ・障害者権利条約批准 平成28 (2016) ・障害者権利委員会(国連)への政府報告の提出 ・障害者総合支援法及び児童福祉法改正(障害児福祉計画策定等が追加) ・第4期障害福祉計画策定・第5期障害福祉計画策定・第5期障害福祉計画・第6時害者文化芸術推進法施行
・障害者虐待防止法施行 ・障害者総合支援法施行 (難病患者等が対象に追加等) ・障害者優先調達推進法施行 ・第3次障害者基本計画策定 平成26 (2014) ・障害者権利条約批准 平成27 (2015) ・障害者権利条約批准 平成28 (2016) ・障害者権利委員会 (国連)への政府報告の提出 ・障害者総合支援法及び児童福祉法改正(障害児福祉計画策定等が追加) 平成30 (2018) ・第4次障害者基本計画策定・第5期障害福祉計画・第時害人、第5期障害福祉計画・第時常児福祉計画策定
平成25 (2013) (難病患者等が対象に追加等) ・障害者優先調達推進法施行 ・第3次障害者基本計画策定 平成26 (2014) ・障害者権利条約批准 平成27 (2015) ・障害者権利条約批准 平成28 (2016) ・障害者権利委員会 (国連)への政府報告 ・障害者総合支援法及び児童福祉法改正 (障害児福祉計画策定等が追加) ・第4期障害者計画策定・第5期障害福祉計画・第5時害者文化芸術推進法施行
(2013) ・障害者優先調達推進法施行 ・第3次障害者基本計画策定 平成26 (2014) ・障害者権利条約批准 平成27 (2015) ・障害者権利条約批准 平成28 (2016) ・障害者権利委員会 (国連)への政府報告 ・障害者総合支援法及び児童福祉法改正 (障害児福祉計画策定等が追加) ・第4期障害者計画策定・第5期障害福祉計画、第5時害福祉計画、第6時害者文化芸術推進法施行
・ 第3次障害者基本計画策定 平成26 (2014) ・障害者権利条約批准 平成27 (2015) ・障害者権利委員会 (国連)への政府報告を企業を会立援法及び児童福祉法会工 (国連)への政府報告の提出 ・障害者総合支援法及び児童福祉法会工 (障害児福祉計画策定等が追加) 平成30 (2018) ・第4 期障害者計画策定 ・第5 期障害福祉計画・第6 期障害福祉計画、第6 期障害福祉計画策定
平成26 (2014) ・障害者権利条約批准 平成27 (2015) ・障害者権利条約批准 平成28 (2016) ・障害者権利委員会 (国連)への政府報告の提出 ・では、日連)への政府報告の提出 ・障害者総合支援法及び児童福祉法改正(障害児福祉計画策定等が追加) ・ア成30 (2018) ・第4次障害者基本計画策定・第5期障害福祉計画・第時害者主任、第5期障害福祉計画・第時事品を計画策定 ・では、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ
(2014) ・障害者権利条約批准 平成27 (2015) ・ 障害者権利条約批准 平成28 (2016) ・障害者権利委員会 (国連)への政府報告の提出 ・障害者総合支援法及び児童福祉法改正 (障害児福祉計画策定等が追加) 平成30 (2018) ・第4 次障害者基本計画策定・第5 期障害福祉計画・第障害児福祉計画策定
平成27 (2015) ・障害者権利委員会 (国連)への政府報告の提出 ・障害者差別解消法施行・障害者総合支援法及び児童福祉法改正 (障害児福祉計画策定等が追加) 平成30 (2018) ・第4期障害福祉計画策定・第5期障害福祉計画、第6年表表を対理を表示である。 ・第4次障害者基本計画策定・第5期障害福祉計画、第6年別福祉計画策定 ・第5期障害福祉計画、第6年別福祉計画策定
(2015) ・ 障害者権利委員会 (国連)への政府報 (2016) ・障害者権利委員会 (国連)への政府報告の提出 ・障害者総合支援法及び児童福祉法改正 (障害児福祉計画策定等が追加) 平成30 (2018) ・第4 期障害者計画策定・第5 期障害福祉計画・第6 に関語者文化芸術推進法施行
平成28 (2016) ・障害者権利委員会 (国連)への政府報告の提出 ・障害者総合支援法及び児童福祉法改正(障害児福祉計画策定等が追加) 平成30 (2018) ・第4次障害者基本計画策定・第5期障害福祉計画・第時害者文化芸術推進法施行
平成28 (2016) ・障害者権利委員会 (国連)への政府報告の提出 ・障害者総合支援法及び児童福祉法改正(障害児福祉計画策定等が追加) 平成30 (2018) ・第4次障害者基本計画策定・第5期障害福祉計画・第時害者文化芸術推進法施行
平成28 (2016) ・障害者権利委員会 (国連)への政府報告の提出 ・障害者総合支援法及び児童福祉法改正 (障害児福祉計画策定等が追加) 平成30 (2018) ・第4次障害者基本計画策定・第5期障害福祉計画・第時害者文化芸術推進法施行
(2016) (国建)への政府報告の提出 改正(障害児福祉計画策定等が追加) 平成30 (2018) ・第4次障害者基本計画策定・第5期障害福祉計画・第6時害者文化芸術推進法施行
平成30 (2018) (障害児福祉計画策定等が追加) ・第4次障害者基本計画策定・第5期障害福祉計画・第 障害児福祉計画・第 障害児福祉計画策定
平成30 (2018) ・第4次障害者基本計画策定 ・障害者文化芸術推進法施行 ・第4期障害者計画策定 ・障害者文化芸術推進法施行 第5期障害福祉計画・第 障害児福祉計画策定
・第4次障害者基本計画表定 (2018)・障害者文化芸術推進法施行・第5期障害福祉計画・第 障害児福祉計画策定
(2018) · 障害者文化芸術推進法施行 障害児福祉計画策定
令和元 計事がはつった、対策を
・読書バリアフリー法施行
令和3 ・障害者差別解消法改正・第6期障害福祉計画・第
・障害者情報アクセシビリーティ・
コミュニケーション施策推進法施
令和4 ・政府報告に対する障 行
(2022) 吉有惟利安貝芸(国 ・児里愊征法寺以正
連)から勧告寺 (児童発達文法センダー機能強化寺が追
<u>μ</u>
・障害者総合支援法等改正
・第5期障害者計画策定
令和5 ・第5次障害者基本計画策定 ・第7期障害福祉計画・第 (2023) ・第5次障害者基本計画策定 ・第7期障害福祉計画・第

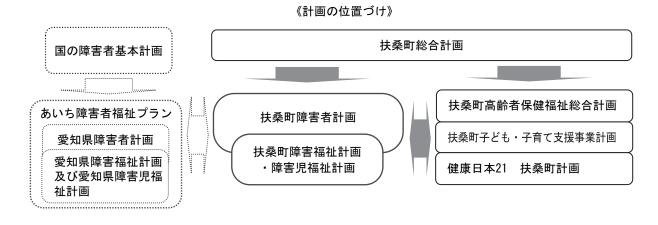
2 計画の位置づけと範囲

(1) 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条第3項に規定する市町村障害者計画であり、国の 「障害者基本計画」及び愛知県の「あいち健康福祉ビジョン」を基本とします。

本計画は、扶桑町総合計画を上位計画とし、扶桑町高齢者保健福祉総合計画、扶桑町子ども・子育て支援事業計画、健康日本21扶桑町計画及び県の関連計画との調整を図りながら策定し推進していきます。

また、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき扶桑町第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画に、今後3年間に必要な障害福祉サービスの種類や必要量の見込みを盛り込みました。



(2) 計画の対象

本計画が対象とする障害のある人とは、身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人(発達障害のある人を含む)及び難病患者その他の心身の機能の障害がある人であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人をいいます。

本計画の対象地域は扶桑町ですが、愛知県が設定している障害保健福祉圏域(尾張 北部圏域)に属する市町(春日井市、犬山市、江南市、小牧市、岩倉市、大口町)と も連携をしながら推進します。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和6(2024)年度~令和11(2029)年度の6年間とします。ただし、国の動向、社会状況等により、必要に応じて見直しを行います。

《計画期間》

	平30 (2018) 在度	令元 (2019) 左庶	令 2 (2020) 在度	令 3 (2021) 在庶	令 4 (2022) 在度	令 5 (2023) 在庶	令 6 (2024) 在庶	令 7 (2025) 在度	令 8 (2026) 在庶	令 9 (2027) 在庶	令10 (2028) 在庶	令11 (2029) 在庶
	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度
国		障害者基	本計画(第4次)			障害者基	本計画(第5次)			
	_	3期障害者					皆福祉プラ					
愛知	平28 (2016)年度~				(第4期障	害者計画)				
愛知県	第5期障	章害福祉:	計画及び	第6期障	章害福祉:	画及び	第7期四	宇福祉語	計画及び			
	第1期	障害児福	祉計画	第2期障害児福祉計画 第3期障害児福祉計画								
扶桑町	第4期障害者計画								第5期障	害者計画		
町	第5期	障害福祉	計画・	第6期	障害福祉	計画・	第7期	障害福祉	計画・			
	第1期障害児福祉計画			第2期障害児福祉計画		第3期	障害児福	祉計画				

4 計画の策定方法

(1) 計画の策定体制

障害者施策の推進については、幅広い関係者の協力を得て、本町の実情に応じたものとすることが求められます。そこで、障害者団体、福祉関係者等で構成する扶桑町自立支援地域協議会において本計画を審議し策定します。

(2) ニーズ等の把握

計画策定にあたって、障害のある人の生活状況、困っていること、サービスの利用 意向などを把握するために、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の 所持者を対象としたアンケートを令和4(2022)年に実施しました。

《調査方法等》

区分	身体障害 知的障害 精神障害 障害のある児童 難病の人						
調査対象者	の身体障害者手 帳所持者	の療育手帳所持 者	の精神障害者保 健福祉手帳所持 者	の障害者手帳または福祉サービス受給者証所持者	難病患者見舞金 の受給者 全数		
	全数	全数 全数 全数					
調査票の配 布・回収		郵送配布・郵送回収					
調査基準日	令和4(2022)年11月1日						
調査期間		令和4(2	2022) 年11月26日~	-12月16日			

⁽注) 障害者手帳を2種類以上所持している人には、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の順位で該当調 査票を送付しました。

《回収結果》

区	分	•	身体障害 のある人	知的障害 のある人	精神障害 のある人	障害のある 児童	難病の人	合	計
配布	万 娄	女	1, 022	139	379	196	100		1, 836
回业	又 娄	女	571	67	163	100	58		959
有効回	回答数	汝	566	67	158	100	58		949
有効回	回答率	率	55. 4%	48. 2%	41. 7%	51. 0%	58. 0%		51. 7%

第2章 基本的な考え方

1 基本理念

障害者基本法では、第1条において「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため」「障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進する」ことを目的として掲げています。

第4期計画では、この障害者基本法の考え方を背景に、「第5次扶桑町総合計画後期 基本計画」の基本目標の一つである「みんなで"支え合う"ほっこり暮らせるまちづくり」 の実現、ひいては、障害のある人をはじめすべての住民が、まちづくりの担い手として 活躍できる地域共生社会の実現をめざし、「ともに生き、ともに支え合う 地域共生の まちをめざして」を基本理念として各種施策を推進してきました。

第5期計画においても、この基本理念を継承し、障害者施策のさらなる充実を図っていきます。

ともに生き ともに支え合う 地域共生のまちをめざして

2 基本目標

基本理念を実現するために、次の基本目標に沿って、計画を策定するとともに、各種施策を展開していきます。

基本目標1 地域共生社会の実現をめざします

- ■すべての住民が「支え手」と「受け手」の関係を超えて、地域、暮らし、生きがいを ともにつくり、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、障害の有無にかか わりなく、住民の誰もがいきいきと活躍できるまちづくりを進めます。
- ■地域共生の考え方を普及するため、さまざまな機会を利用して、啓発・広報活動を行うとともに、福祉教育の充実を図ります。
- ■住民主体で障害のある人の生活を支える地域づくりをめざし、ボランティアの育成や、 関連団体の活動を支援していきます。

基本目標2 住み慣れた地域での自立した生活を支援します

- ■障害のある人が、住みなれた家庭や地域で安心して暮らし続けられるよう、住まい、 生活支援、就労支援、相談・情報提供など、障害のある人とその家族のニーズに応じ たサービスの充実を図ります。
- ■判断能力が不十分な人であっても、サービスの利用をはじめ生活のさまざまな場面に おいて、障害のある人の自己決定や尊厳が守られ、地域において、その人らしい生活 を送ることができるよう権利擁護に関する支援体制の構築をめざします。
- ■障害の原因となる疾病の予防、障害の早期発見のため、妊産婦や乳幼児を対象とした 健康診査や保健指導、生活習慣病予防の健康教育や健康相談など保健事業の充実を図 ります。

基本目標3 こどもたちの可能性を伸ばします

- ■障害のあるこどもの可能性を伸ばし、持てる能力を十分発揮できるよう、早期療育の 充実に努めるとともに、継続的な支援が行われるよう、保育園・幼稚園、小中学校、 保健センターなど関係機関とのネットワークの強化を図ります。また、重症心身障害 児や医療的ケアを要するこどもが適切な支援を受けられるよう体制整備に努めます。
- ■学校教育においては、一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な支援を行うとともに、

発達障害のあるこどもに対して、生活や学習上の困難を改善・克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行います。

基本目標4 いきいきと輝けるよう社会参加を促進します

- ■障害のある人が、いきいきと暮らすためには、地域において活動できるような機会や場が必要となります。働く意欲と能力を有する障害のある人に、もっと働く機会が提供されるよう総合的な支援を行います。また、地域において経済的に自立した生活が送れるよう、学校、企業、サービス事業者、関係機関などの連携を強化します。
- ■スポーツ・レクリエーション、文化活動への参加は、生活を豊かにします。一人でも 多くの障害のある人が気軽に活動に参加し、その楽しさを享受できるよう、参加機会 の拡充、参加促進のための配慮・支援を行います。

基本目標5 安心して暮らせる人にやさしいまちづくりをめざします

- ■障害のある人をはじめ高齢者、こども、妊婦など、誰にでも利用しやすいようにあらかじめ配慮して、道路、建築物、公園等の整備を進めるユニバーサルデザインに基づいたまちづくりを、住民、町行政、事業者等が一体となって推進します。
- ■障害のある人など災害時に避難行動が困難な人の安全確保が図れるよう、避難所などの機能強化も含め、町全体で体制を整えていきます。

3 施策の体系

基本理念	基本目標	施策の方向性	施策
		(1) 地域共生と障害理 解の促進	①啓発・広報活動の推進 ②福祉教育の推進
	基本目標1 地域共生社会の 実現をめざしま	(2) 権利擁護の推進	①権利擁護体制の構築 ②虐待の防止
	ब	(3) 地域福祉の推進	①地域福祉活動の推進 ②地域を支える人づくり ③当事者団体の組織化・活動への支援
ともに生		(1) 相談・情報提供・ コミュニケーション 支援の充実	①相談体制の充実 ②情報提供の充実 ③コミュニケーション支援の充実
生き、と	基本目標 2 住み慣れた地域 での自立した生	(2) 保健・医療の充実	①保健事業の充実 ②保健・医療・福祉の連携
もに支	活を支援します	(3) 住宅の確保・整備	①住宅改善への支援 ②生活の場の整備
ええ合う		(4) 生活支援の充実	①居宅における生活支援サービスの充実 ②日中活動事業の充実
地域共生	基本目標 3 こどもたちの可	(1) 療育・幼児教育の 充実	①早期療育の充実②統合保育の推進③発達障害のあるこどもへの対応④子育て支援の充実
のまちをめ	能性を伸ばします	(2) 学校教育の充実	①教育相談・指導の充実 ②特別支援教育の充実 ③学校のバリアフリー化の促進
。 ざ し て	基本目標4	(1) 雇用・就労の確保	①雇用・就労の支援 ②一般就労に向けた支援の場の充実
	いきいきと輝け るよう社会参加 を促進します	(-) /(10(/ (/)	①文化活動、イベントの充実②スポーツ・レクリエーション活動の推進③施設の環境整備
	基本目標 5 安心して暮らせ	(1) 人にやさしいまち づくりの推進	①ユニバーサルデザインの促進②移動手段の確保
	る人にやさしい まちづくりをめ ざします	(2) 防災・防犯対策の 推進	①避難行動要支援者の把握と支援体制の整備 ②災害対策の推進 ③防犯対策の推進

第3章 扶桑町の障害のある人を取り巻く現状

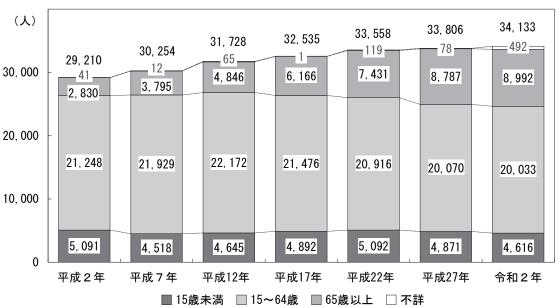
1 障害のある人の現状

(1) 人口の推移

本町の総人口は、令和2(2020)年10月1日現在、34,133人です。総人口の推移をみると、平成2(1990)年から令和2(2020)年までの30年間で4,923人、16.9%増加しています。年齢3区分別に人口の推移をみると、年少人口(15歳未満)はほぼ横ばい、生産年齢人口(15~64歳)は減少傾向にあるのに対し、高齢者人口(65歳以上)は大幅に増加を続けています(図表3-2)。

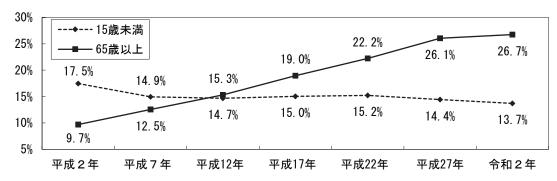
総人口に占める割合の推移をみると、年少人口の割合は減少傾向にあるのに対し、 高齢者人口の割合(高齢化率)は右肩上がりに上昇しています。(図表3-3)。

図表3-2 人口の推移



資料:国勢調査

図表3-3 65歳以上と15歳未満の人口に占める割合の推移



資料:国勢調査

(2) 障害のある人の現状

① 手帳所持者の全体数

令和5(2023)年4月1日現在、障害者手帳を所持している人の総数は1,691人となっており、身体障害者手帳所持者が1,049人、療育手帳所持者が242人、精神障害者保健福祉手帳所持者が400人となっています。複数の障害をあわせもつ人がいるため、合計が単純に障害者数にはなりませんが、住民の約5%、つまり20人に1人が何らかの障害を有していることになります。

年齢別にみると、身体障害のある人は65歳以上が70%以上を占めているのに対し、 知的障害のある人は40歳未満が70%以上を、精神障害のある人は40~64歳が50% 以上を占めています。

図表3-4 障害のある人 (障害者手帳所持者) の全体数

単位:人(%)

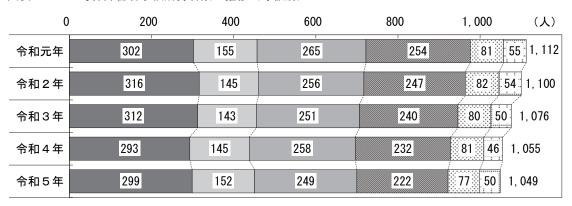
区	分	身体障害 のある人	知的障害 のある人	精神障害 のある人	合 計
合	計	1, 049 (100. 0)	242 (100. 0)	400 (100. 0)	1, 691 (100. 0)
18 歳	未満	16 (1.5)	88 (36. 4)	10 (2.5)	114 (6.7)
18 ~	39 歳	41 (3. 9)	94 (38. 8)	112 (28. 0)	247 (14. 6)
40 ~	64 歳	237 (22. 6)	49 (20. 2)	202 (50. 5)	488 (28. 9)
65 歳	以上	755 (72. 0)	11 (4. 5)	76 (19. 0)	842 (49. 8)

(注) 令和5 (2023) 年4月1日現在

② 身体障害者手帳所持者

身体障害者手帳の所持者数は、令和元(2019)年度以降減少を続けており、令和 5(2023)年4月1日現在1,049人となっています。

図表3-5 身体障害者手帳所持者数の推移(等級別)



■ 1 級 ■ 2 級 ■ 3 級 ■ 4 級 ■ 5 級 ■ 6 級

(注) 各年4月1日現在

身体障害の種類別に推移をみると、視覚障害がやや増加傾向にある一方、肢体不 自由が減少しています。

令和5(2023)年4月1日現在では肢体不自由が48.3%と最も高く、次いで内部障害が38.2%となっています。等級別にみると、最重度の1級では内部障害の割合が高くなっています。

図表3-6 身体障害者手帳所持者数の推移(障害種別・等級別)

単位:人(%)

区分	視覚障害	聴覚・言語 障害	肢体不自由	内部障害	合 計
令和元年	49 (4. 4)	89 (8. 0)	568 (51. 1)	406 (36. 5)	1, 112 (100. 0)
令和2年	54 (4. 9)	84 (7. 6)	560 (51. 0)	402 (36. 5)	1, 100 (100. 0)
令和3年	56 (5. 2)	81 (7. 5)	531 (49. 4)	408 (37. 9)	1, 076 (100. 0)
令和4年	59 (5. 6)	80 (7. 6)	525 (49. 8)	391 (37. 1)	1, 055 (100. 0)
令和5年	59 (5. 6)	92 (8. 8)	501 (47. 8)	397 (37. 8)	1, 049 (100. 0)
1 級	22 (7. 4)	1 (0. 3)	82 (27. 4)	194 (64. 9)	299 (100. 0)
2 級	19 (12. 5)	24 (15. 8)	101 (66. 4)	8 (5. 3)	152 (100. 0)
3 級	4(1.6)	19 (7. 6)	127 (51. 0)	99 (39. 8)	249 (100. 0)
4 級	2(0.9)	26 (11. 8)	98 (44. 1)	96 (43. 2)	222 (100. 0)
5 級	9 (11. 7)	0(-)	68 (88. 3)	0(-)	77 (100. 0)
6 級	3 (6. 0)	22 (44. 0)	25 (50. 0)	0(-)	50 (100. 0)

(注) 各年4月1日現在

年齢別にみると、65歳以上が70%以上を占めています。等級別にみると、いずれの等級も65歳以上が高いものの、5級では40~64歳が32.1%と比較的高くなっています。

図表3-7 身体障害者手帳所持者数 (年齢別・等級別)

単位:人(%)

[<u>x</u>	分	18歳未満	18~39歳	40~64歳	65歳以上	合 計
1	<u>^</u>	計	16 (1. 5)	41 (3. 9)	237 (22. 6)	755 (72. 0)	1, 049 (100. 0)
	1	級	6 (2. 0)	12 (4. 0)	77 (25. 8)	204 (68. 2)	299 (100. 0)
	2	級	4 (2. 6)	8 (5. 3)	41 (27. 0)	99 (65. 1)	152 (100. 0)
	3	級	3 (1. 2)	11 (4. 4)	43 (17. 3)	192 (77. 1)	249 (100. 0)
	4	級	1 (0. 5)	3 (1. 4)	38 (17. 1)	180 (81. 0)	222 (100. 0)
	5	級	2 (2. 6)	3 (3. 9)	25 (32. 5)	47 (61. 0)	77 (100. 0)
	6	級	0(-)	4 (8. 0)	13 (26. 0)	33 (66. 0)	50 (100. 0)

(注) 令和5 (2023) 年4月1日現在

③ 療育手帳所持者

療育手帳制度は、愛知県ではA判定、B判定、C判定の3段階に区分されています。手帳所持者数の推移をみると、年ごとに増加しており、令和5 (2023) 年4月 1日現在242人となっています。障害の程度別にみると、A判定及びB判定がほぼ横ばいとなっている一方、C判定は増加しており、令和5 (2023) 年には103人で、42.6%を占めています。

150 200 250 (人) 令和元年 68 83 212 61 67 62 93 222 令和2年 66 令和3年 61 98 225 67 100 230 令和4年 63 令和5年 72 67 103 242 ■ A判定 ■ B判定 ■ C判定

図表3-8 療育手帳所持者数の推移 (障害の程度別)

(注) 各年4月1日現在

年齢別にみると、18~39歳が94人(38.8%)と最も多く、これに18歳未満の88 人(36.4%)を加えた40歳未満が70%以上を占めています。障害の程度別にみる と、最重度のA判定では40~64歳が26人(36.1%)と最も多くなっています。

図表3-9 療育手帳所持者数 (年齢別・障害の程度別)

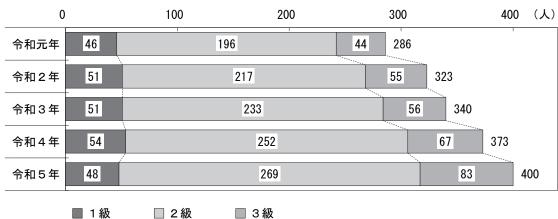
単位:人(%)

ı	포	分	18歳未満	18~39歳	40~64歳	65歳以上	合 計
	合	計	88 (36. 4)	94 (38. 8)	49 (20. 2)	11 (4. 5)	242 (100. 0)
	Α¥	判定	19 (26. 4)	24 (33. 3)	26 (36. 1)	3 (4. 2)	72 (100. 0)
	В¥	判定	17 (25. 4)	31 (46. 3)	13 (19. 4)	6 (9. 0)	67 (100. 0)
	C ‡	判定	52 (50. 5)	39 (37. 9)	10 (9. 7)	2 (1. 9)	103 (100. 0)

(注) 令和5(2023) 年4月1日現在

4 精神障害者保健福祉手帳所持者

手帳所持者数の推移をみると、療育手帳と同様年ごとに増加しており、令和5 (2023)年4月1日現在400人となっています。等級別にみると、最重度の1級はほぼ横ばいになっている一方、2級及び3級は増加しており、特に2級は令和5 (2023)年には269人で、67.3%を占めています。



図表3-10 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移 (等級別)

(注) 各年4月1日現在

年齢別にみると、40~64歳が202人(50.5%)と最も多く、次いで18~39歳が112人(28.0%)となっており、これらを合計した18~64歳が約80%を占めています。等級別にみると、最重度の1級では65歳以上が26人(54.2%)と最も多くなっています。

図表3-11 精神障害者保健福祉手帳所持者数 (年齢別・等級別)

単位:人(%)

区	分	18歳未満	18~39歳	40~64歳	65歳以上	合 計
合	計	10 (2. 5)	112 (28. 0)	202 (50. 5)	76 (19. 0)	400 (100. 0)
1	級	2 (4. 2)	3 (6. 3)	17 (35. 4)	26 (54. 2)	48 (100. 0)
2	級	5 (1. 9)	75 (27. 9)	142 (52. 8)	47 (17. 5)	269 (100. 0)
3	級	3 (3. 6)	34 (41. 0)	43 (51. 8)	3 (3. 6)	83 (100. 0)

(注) 令和5(2023) 年4月1日現在

⑤ 発達障害のある人の現状

平成16(2004)年12月に公布された発達障害者支援法において、「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発病するものとして政令で定めるものとされています。

文部科学省の「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」(令和4(2022)年12月公表)において、知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示すとされる児童生徒は、小学校・中学校で8.8%、高等学校で2.2%の割合で通常の学級に在籍している可能性があるという結果が報告されるなど、発達障害のある人の割合は高いとされていますが、その人数は把握されていません。

⑥ 高次脳機能障害のある人の現状

高次脳機能障害とは、交通事故をはじめとする外傷や病気などさまざまな原因によって脳に損傷を受け生じた後遺症をいいます。高次脳機能障害になると、日常生活や社会生活への適応が難しく社会復帰が困難になることも少なくありません。

高次脳機能障害と診断された場合には、「器質性精神障害」として精神障害者保 健福祉手帳の交付対象となります。

(3) 障害支援区分認定の現状

令和5 (2023) 年4月1日現在、障害支援区分認定を受けている人は133人であり、 うち身体障害のある人が20人、知的障害のある人が78人、精神障害のある人が35人 となっています。区分別の割合をみると、区分3が36人(27.1%)と最も多く、次い で区分6が31人(23.3%)となっています。

障害の種類別にみると、身体障害のある人及び知的障害のある人は最重度の区分 6 が、精神障害のある人は区分 2 が多くなっています。

図表 3 -12 障害支援区分認定結果表

単位:人(%)

区	分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合 計
合	計	0 (-)	25 (18. 8)	36 (27. 1)	23 (17. 3)	18 (13. 5)	31 (23. 3)	133 (100. 0)
j	身体障害	0 (-)	(10. 0)	(20. 0)	3 (15. 0)	3 (15. 0)	8 (40. 0)	20 (100. 0)
失	印的障害	0 (-)	7 (9. 0)	20 (25. 6)	16 (20. 5)	12 (15. 4)	23 (29. 5)	78 (100. 0)
料	青神障害	0 (-)	16 (45. 7)	12 (34. 3)	4 (11. 4)	3 (8. 6)	0 (-)	35 (100. 0)

(注) 令和5 (2023) 年4月1日現在

2 サービス等の現状

※本項では、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス及び地域生活支援事業を除く、 本町の福祉サービスを中心に実績を掲載しました。

(1) 特殊寝台貸与事業

重度の身体障害のある人を対象に、特殊寝台を貸与し、日常生活の便宜を図り、養護者の身体的負担の軽減を支援しています。令和4(2022)年度現在利用がありません。

図表3-13 特殊寝台貸与事業実績

ı	×	分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
件	数	(件)	1	0	1	1	0
延べ	回数	(回)	11	0	5	8	0

(2) 食事配食サービス事業

心身が虚弱等のため、日常生活を営むのに支障のある重度の障害のある人のみで構成されている世帯を対象に、月~土曜日の夕食を届け、健全な食生活を維持し、障害のある人の健康増進と安否確認を行っています。令和4(2022)年度現在利用がありません。

図表3-14 配食サービス事業実績

Z	区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
件	数(件)	1	0	0	0	0
延べ配	已食数(回)	123	0	0	0	0

(3) 緊急通報システム設置事業

ひとり暮らしの重度の身体障害のある人を対象に、急病や事故等により救助が必要となった時に迅速に対応するため、緊急通報システム装置及びセンサー装置の設置とペンダント型の無線発信装置の貸出しを行っています。令和4(2022)年度現在利用がありません。

(4) 寝具洗濯乾燥サービス事業

自ら洗濯を行うことが困難か、又は十分な洗濯介助が得られない重度の障害のある 人を対象に、寝具(布団、毛布、枕及びシーツ)の洗濯及び乾燥を行っています。令 和4(2022)年度現在利用がありません。

(5) 訪問理容サービス事業

身体障害者手帳による障害の程度が1級又は2級で常時ねたきり状態等の方を対象に、理容師が訪問し、自宅での理容を行っています。令和4(2022)年度は1人の利用がありました。

図表3-15 訪問理容サービス事業実績

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実利用者数 (人)	0	0	0	0	1
延べ利用回数(回)	0	0	0	0	3

(6) タクシー料金助成事業

重度の障害のある人の社会参加を促進する外出支援のため、タクシーの基本料金を助成しています。令和4(2022)年度は609人の利用がありました。

図表3-16 タクシー料金助成事業実績

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実交付者数 (人)	630	621	616	593	609
延べ利用回数(回)	5, 080	4, 732	3, 955	4, 018	3, 874

(7) 心身障害者扶養共済制度(都道府県制度)

障害のある人の保護者が掛金を納め、保護者が死亡又は重度障害となった場合に、 障害のある人に生涯を通じて年金を支給することで生活の安定を図る制度です。

図表3-17 心身障害者扶養共済制度加入者実績

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
加入者数(回)	8	10	10	10	10

(注) 加入者数は年度末現在

第4章 基本計画

1 地域共生社会の実現をめざします

(1) 地域共生と障害理解の促進

【現状と課題】

「扶桑町障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画アンケート」においては、身体障害のある人の12.9%、知的障害のある人の44.8%、精神障害のある人の40.5%、障害のある児童の37.0%、難病の人の10.3%が、これまでに差別をうけたり、いやな思いをしたことがあると答えています。

前回の調査(平成28(2016)年度)と比較すると、「ある」は、身体障害のある 人及び障害のある児童は低下している一方、知的障害のある人は1.7ポイント、精神 障害のある人は3.1ポイント、難病の人は3.2ポイント上昇しています。

50% 100% 13. 7 71. 2 平成28年度 (n=598) 15.1 体 令和4年度(n=566) 12. 9 72. 1 15.0 平成28年度 (n= 58) 43. 1 41. 4 15.5 知 的 令和4年度 (n= 67) 44. 8 35.8 19.4 精 平成28年度(n=107) 37. 4 45.8 16.8 神 令和4年度 (n=158) 40. 5 46. 2 13. 3 児 平成28年度(n= 65) 46. 2 38. 5 15. 4 童 令和4年度(n=100) 37. 0 49.0 14.0 83.9 平成28年度 (n= 56) 7. 1 8.9 難 10.3 89. 7 令和4年度 (n= 58) ■ ある □ない □ 無回答

図表4-1 差別や、いやな思いをした経験の有無

資料:扶桑町障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画アンケート

○障害者権利条約の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25(2013)年6月、障害者差別解消法が制定され、平成28(2016)年

4月1日から施行されました。この法律は、行政機関や民間事業者による「障害を理由とする差別」を禁止していますが、真の地域共生社会の実現をめざすためには、すべての町民の差別意識の解消を図る必要があります。本町では、 平成29 (2017) 年度に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する扶桑町職員対応要領」を作成し、全庁的に差別解消に向けた取組を推進しています。

- 〇本町では、障害について正しい知識の普及と理解促進を図るため、広報ふそうを通じての障害のある人を支援する制度の紹介や、保健所等による精神福祉に関する講座の開催を周知しています。また、福祉教育については、社会福祉協議会が小中学生を対象とした福祉実践活動に取り組んでおり、子どもの時期からの正しい知識の普及に努めています。
- 〇障害の有無に関わらず、誰もがともに暮らせる社会の実現、すなわち地域共生の理念を、すべての町民が理解し、障害のある人の自立を地域全体で支える必要があります。

【主要施策】

① 啓発・広報活動の推進

施策の内容	担当課等
〇広報ふそう、公式ホームページ等を通じて、「障害者差別解消	福祉課
法」の理念や障害を理由とする差別、合理的配慮等に関する周	
知・啓発を行うとともに、障害と障害のある人に関する正しい	
知識の普及や理解の促進に努めます。	
〇町においては「障害を理由とする差別の解消の推進に関する扶	全部署
桑町職員対応要領」を遵守し、町職員の対応が差別解消に向け	
た地域の規範となるよう努めます。	
〇障害を理由とする差別を一切しないよう、民間事業者に対して	福祉課
求めるとともに、障害を理由とする差別の具体的な事例等の広	
報に努めます。	
〇広報ふそう、公式ホームページ等を通じて、障害のある人の当	福祉課
事者団体等の活動を紹介するとともに、福祉課窓口等に当事者	社会福祉協議会
団体等の作成したチラシを設置するなど、当事者団体の活動の	
活性化を促進します。	
○外見からでは障害などがあることが分からない人の外出や社会	福祉課
参加を支援するため、ヘルプマーク及びヘルプカードの普及と	
住民への周知を図ります。	

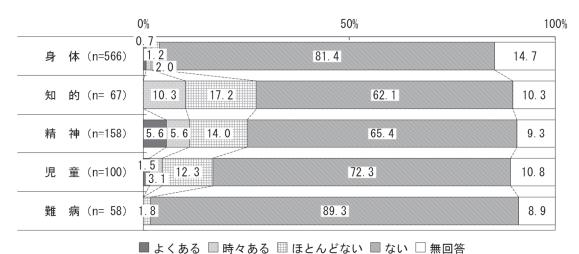
② 福祉教育の推進

施策の内容	担当課等
〇小学校・中学校及び高等学校の児童・生徒を対象に、社会福祉	学校教育課
に関する実践学習の機会を提供します。福祉協力校(町内4小	社会福祉協議会
学校 2 中学校)で点字・手話・要約筆記・盲導犬・車いす・ガ	
イドヘルプ等を体験する福祉実践教室を実施し、社会福祉への	
理解と関心を高め、ボランティア・社会福祉の精神を養うとと	
もに、地域社会の連携を深め福祉教育の充実を図ります。	
○町内の障害者支援施設のボランティア体験を通じ、施設での障	学校教育課
害者福祉を学ぶ機会を提供します。	社会福祉協議会

(2) 権利擁護の推進

【現状と課題】

「扶桑町障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画アンケート」においては、身体障害のある人の1.3%、知的障害のある人の4.5%、精神障害のある人の7.6%、障害のある児童の7.0%、難病の人の1.7%が、障害があるために虐待をうけたことがある(「よくある」+「時々ある」)と答えています。



図表4-2 虐待を受けた経験の有無

資料:扶桑町障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画アンケート

- 〇虐待は、人としての尊厳を無視した基本的人権を侵害する行為であることを認識して、行政を含めた関係機関が連携して解決にあたらなければなりません。
- ○虐待の防止は言うまでもありませんが、障害等のために判断能力が十分でない人が、不利益を被らないように保護し支援することも重要です。そのため、地域における権利擁護支援体制の構築をめざし、平成30(2018)年度に、小牧市、岩倉市、大口町及び扶桑町(以下、「尾張北部区域」といいます。)で共同して特定非営利活動法人尾張北部権利擁護支援センターを設置しました。
- ○令和4(2022)年3月に、尾張北部区域で、「成年後見制度利用促進計画」を策定しました。計画に定める施策を推進するため、令和4(2022)年度に尾張北部権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会を設置し、計画の進捗管理や地域、福祉、司法、医療の連携強化を図りました。また、令和5(2023)年度には市民後見人養成研修を尾張北部区域の2市2町で共同して開催しました。

【主要施策】

① 権利擁護体制の構築

施策の内容	担当課等
○尾張北部権利擁護支援センターと連携し、権利擁護の支援体制	福祉課
を整えていきます。また、町民に制度の周知を図るとともに、	長寿介護課
成年後見人の育成・活用を行い、制度の利用が必要な人の把握	子ども課
や制度の利用促進に努めます。	
○日常生活自立支援事業については、社会福祉協議会と連携し、	福祉課
制度の利用促進を図ります。	

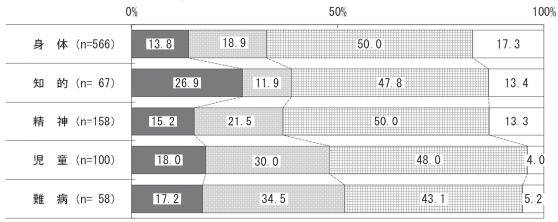
② 虐待の防止

施策の内容	担当課等
○虐待は被虐待者の尊厳を著しく傷つけるものであり、虐待を未	福祉課
然に防止することが重要です。このため、町民やあらゆる関係	
者に対し、障害者虐待防止法の周知のほか、障害のある人の権	
利擁護についての啓発、障害や虐待に関する正しい知識の普及	
に努めます。	
○本町においては、障害者虐待防止法に基づく、虐待の通報や届	福祉課
出の受理、相談・指導・助言、広報等を行う機関である市町村	
障害者虐待防止センターの機能を福祉課に持たせています。そ	
こで、福祉課では、町民からの虐待に関する通報があった場合	
に、速やかに障害のある人の安全の確認や事実確認を行ってい	
きます。 	

(3) 地域福祉の推進

【現状と課題】

「扶桑町障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画アンケート」においては、身体障害のある人の13.8%、知的障害のある人の26.9%、精神障害のある人の15.2%、障害のある児童の18.0%、難病の人の17.2%が、ボランティアによる日常の援助等を「受け入れる」と答えています。



図表4-3 ボランティアによる援助の受け入れ

■ 受け入れる ■ 受け入れない ■ どちらともいえない □ 無回答

資料:扶桑町障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画アンケート

- 〇本町では、「扶桑町住民活動及び協働の推進に関する条例」を制定し、住民活動の 自主性及び自立性を尊重した上で、町民、住民活動団体及び事業者との協働を進め ています。
- ○社会福祉協議会には、ボランティアセンターが設置されており、ボランティアに関する相談や需給調整、ボランティアの育成などを行っています。この他、社会福祉協議会では、福祉団体の育成事業活動の支援や、共同募金配分金事業として、障害者施設ボランティア養成講座、在宅重度障害者への歳末義援金配分事業、視覚に障害のある人・弱視の人に声の広報サービスなどを実施し、地域福祉活動の中心的な役割を担っています。
- ○障害のある人が地域で暮らし続けるためには、公的な福祉サービスだけではなく、 ボランティアや地域住民による支援も必要不可欠であるとともに、地域にあるさま ざまな団体が、お互いの活動を理解して、障害のある人を重層的に支えていく体制 づくりを進める必要があります。

【主要施策】

① 地域福祉活動の推進

施策の内容	担当課等
O自助や互助の重要性、地域の課題に対し当事者として向き合う	福祉課
ことの必要性を、多くの町民に理解してもらうために、「地域	長寿介護課
共生」という考え方を、広報ふそう、公式ホームページ等、さ	
まざまな機会を利用して周知を図っていきます。	
○福祉資金貸付事業、ボランティア事業(機関誌「福祉だより」	社会福祉協議会
による活動紹介・ボランティアに関する相談(活動紹介、運営	
相談、連絡、調整)など)、共同募金配分事業(高齢者・障害	
者・青少年・児童・母子・歳末たすけあい事業)等を引き続き	
行います。	

② 地域を支える人づくり

施策の内容	担当課等
○障害特性を理解したヘルパーをはじめ従業者を確保するため、	福祉課
町内のサービス提供事業者に対し各種研修等に関する情報提供	
を図るとともに、事業者と連携して町内における潜在的な人材	
の発掘に努めます。	
○ボランティアを育成します。既存の活動の後継者育成を含め、	社会福祉協議会
若い人たちが積極的にボランティアに参加できる体制づくりを	
検討します。また、障害の特性及び必要に応じてボランティア	
やボランティア団体の育成に努めるとともに、ボランティア団	
体の協力を得て、障害のある人が地域活動に参加できるよう支	
援をしていきます。 	

③ 当事者団体の組織化・活動への支援

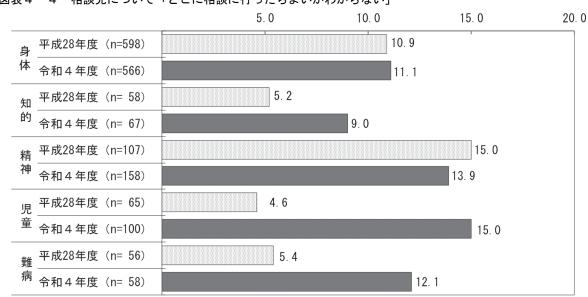
施策の内容	担当課等
〇町民が主体となって地域福祉活動に取り組むきっかけとなるよ	福祉課
う、各自治会や社会福祉協議会、ボランティア・NPO法人等	長寿介護課
の福祉に関する先駆的な取り組みや積極的な活動事例を広報ふ	社会福祉協議会
そう、公式ホームページ等を通じて紹介することにより「見え	
る化」を進めます。	
○障害のある人同士の交流やコミュニケーションの機会を広げる	福祉課
とともに情報共有が図れるよう、役場の窓口等に当事者団体の	社会福祉協議会
作成したチラシを設置するなど、障害のある人に当事者団体へ	
の参加を促します。	
○障害のある人の活動や社会参加を促進するために、精神障害者	福祉課
家族会をはじめ各当事者団体等が主催する交流の場や、ピアカ	社会福祉協議会
ウンセリングなどの活動を支援します。	
○聴覚障害のある人、視覚障害のある人等当事者団体の組織化と	社会福祉協議会
支援を行います。	
○住民が行う公益的な活動を支援するため、住民活動支援センタ	地域協働課
- 『ぷらねっと扶桑』を拠点として、人材の育成及び交流、情	社会福祉協議会
報の収集及び提供、活動機会の提供、広報及び啓発活動を推進	
します。	

2 住み慣れた地域での自立した生活を支援します

(1) 相談・情報提供・コミュニケーション支援の充実

【現状と課題】

「扶桑町障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画アンケート」においては、医療・福祉サービスや就労などの相談先について9~15%の人が「どこに相談に行ったらよいかわからない」と答えています。



図表4-4 相談先について「どこに相談に行ったらよいかわからない」

資料:扶桑町障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画アンケート

- ○障害のある人の地域生活支援を行うため、専門の相談員が福祉サービスや生活に関することなど各種相談に応じるための「基幹相談支援センター」を設置の上、強化に努めます。
- ○また、福祉課窓口に社会福祉士等の資格を有する相談員を配置し相談支援事業を行 うとともに、特に精神障害のある人への相談支援については町外の専門機関に委託 し、実施しています。
- ○コミュニケーションの支援としては、地域生活支援事業の一環として、聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある人、聴覚障害のある人等とのコミュニケーションを図る必要がある人に、意思疎通の円滑化を図るため手話通訳者等の派遣を行っています。
- ○令和3(2021)年度から役場窓口に手話通訳者を配置(原則第1・3水曜日の午後

- 2~4時) し、役場での手続等で手話通訳者が必要な人の支援をしています。
- ○一人ひとりの生活に必要なサービスについて、わかりやすい情報提供と、身近なと ころで利用ができる相談体制の整備が求められています。

【主要施策】

① 相談体制の充実

施策の内容	担当課等
○相談員の研修の機会を確保し、相談支援の充実を図ります。	福祉課
○障害のある人及びその家族が相談しやすい相談支援のあり方に	福祉課
ついて研究します。また、相談支援の利用促進のため、周知に	
努めます。	
○ふそう・障害児者総合相談センターとの連携により、障害のあ	福祉課
る人の地域生活支援の充実を図るとともに、できる限り多くの	
人が、ふそう・障害児者総合相談センターを利用できるよう、	
その周知に努めます。	
○精神障害のある人については、地域活動支援センター事業(I	福祉課
型)を委託している医療法人桜桂会の「希楽里」を通じて、引	
き続き専門的な支援を行います。	
○地域包括ケアシステムを深化・推進させるとともに、8050問	福祉課
題、ダブルケア、ヤングケアラーなど複合化・複雑化した課題	長寿介護課
を抱えて「制度の狭間」にいる人や世帯の課題解決をめざし、	学校教育課
関係機関と連携して重層的支援体制の構築を進めていきます。	子ども課
○障害のある人自身がカウンセラーとなって、障害のある相談者	福祉課
の社会生活上必要とされる心構えや生活能力の習得に対して個	
別援助や支援を行うピアカウンセリングについて、当事者団体	
等の活動を支援します。 	

② 情報提供の充実

施策の内容	担当課等
O広報ふそう、公式ホームページ等を通じて、各種障害福祉サー	福祉課
ビスや手当などの制度に関する情報提供を行います。	
○ボランティアが作成している「声の広報」の周知を行い、視覚	福祉課
障害のある人や目の見えづらさを感じている人に町からの情報	
が行き渡るよう努めます。	
○ボランティアの協力による点訳、手話、要約筆記を活用しての	社会福祉協議会
情報支援を行います。	

③ コミュニケーション支援の充実

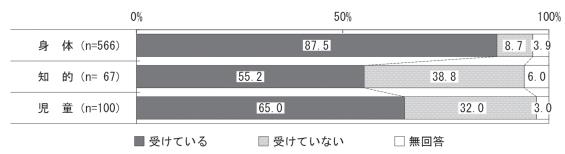
施策の内容	担当課等
○聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図る	福祉課
ことに支障がある人、また聴覚障害のある人等とのコミュニケ	
ーションを図る必要がある人に対し、引き続き、手話通訳者、	
要約筆記者の派遣を行うとともに、制度の周知に努めます。	
○役場での手続等で手話通訳者が必要な人を支援するため、引き	福祉課
続き役場窓口に手話通訳者を配置します。	
○障害者権利条約の採択や障害者基本法の改正により、手話が言	福祉課
語として位置づけられました。そこで、手話言語の普及のため	
の取組を推進します。また、障害の有無に限らず、外国人やや	
さしい日本語が必要な人が、生活上、意思疎通を図るために、	
その特性に応じたコミュニケーション手段(手話、要約筆記、	
点字、絵図の提示等)を選択することができ、利用しやすい環	
境づくりを進めていきます。 	

(2) 保健・医療の充実

【現状と課題】

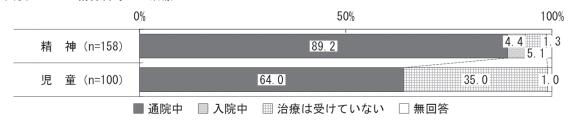
「扶桑町障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画アンケート」においては、身体障害のある人の87.5%、知的障害のある人の55.2%、障害のある児童の65.0%が、現在、病院などでなんらかの治療を「受けている」と応えています。また、精神障害のある人の89.2%が精神科等に通院しています。

図表4-5 何らかの医療を受けているか



資料:扶桑町障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画アンケート

図表4-6 精神科等での治療



資料:扶桑町障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画アンケート

- 〇本町では、生活習慣の改善指導として、各種がん検診や歯科健診などの健康診査を 実施し、町民の健康状態を把握するとともに生活改善指導に取り組んでいます。ま た、健康教室を開催して健康づくりや疾病予防に関する正しい知識の普及を図ると ともに、健康相談では個別の相談に応じ、適切な指導・助言を行うことで疾病や障 害の予防に努めています。
- ○地域の健康推進活動としては、高齢者に食生活の改善と運動の習慣を身に付けても らうよう「テイクテン講習会」を開催しています。
- ○障害者医療については、扶桑町障害者医療費支給条例(昭和48(1973)年条例第 34号)に基づいて給付を行っています。
- ○原因が不明で、治療方法が確定していない難病にかかり診療を受けている人に対しては、難病患者見舞金を支給しています。

○上記の事業に加え、近年増加している糖尿病、心臓病、がん、脳卒中など生活習慣病に起因する障害や、ストレスなどに起因する精神疾患を予防するため、町民が積極的な健康づくりに取り組めるような支援が必要です。

【主要施策】

① 保健事業の充実

施策の内容	担当課等
○各発達段階に応じ、各種健診・検診、健康相談、健康教室など	健康推進課
健康保持、増進のための保健事業の実施に努めます。また、成	
人を対象とした保健事業では、生活習慣病や、ストレスなどに	
起因する精神疾患の予防をめざし、町民が積極的な健康づくり	
に取り組めるよう支援していきます。	
○町民のからだとこころの健康増進のため「健康日本21扶桑町	健康推進課
計画」に基づく健康づくりを推進します。	

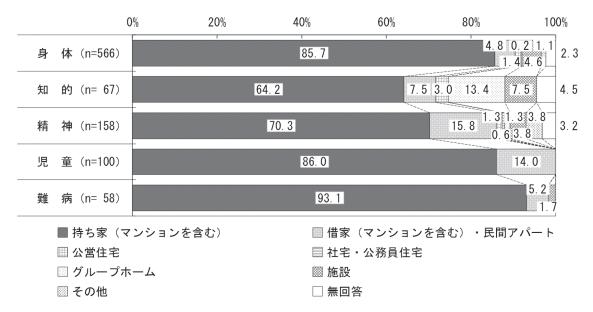
② 保健・医療・福祉の連携

施策の内容	担当課等
○障害のある人が安心して地域で医療を受けられるよう、医療機	福祉課
関や医師会と連携して、地域における医療提供体制の構築をめ	戸籍保険課
ざします。また、身近な医療機関で継続して受診できる、かか	
りつけ医を持つよう働きかけます。	
○精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構築するため、	福祉課
保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療	
機関、一般医療機関、相談支援事業者、保健所、町などとの重	
層的な連携による支援体制の構築をめざし、精神障害のある人	
の地域への移行を促進します。	
○障害者医療費等の助成により、障害のある人が安心して医療の	戸籍保険課
給付が受けられるよう支援します。	
○難病の人の経済的・精神的負担を軽減するため、引き続き難病	福祉課
患者見舞金を支給します。	

(3) 住宅の確保・整備

【現状と課題】

「扶桑町障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画アンケート」をみると、本町の障害のある人は比較的「持ち家」の割合が高く、身体障害のある人は85.7%、知的障害のある人は64.2%、精神障害のある人は70.3%、障害のある児童は86.0%、難病の人は93.1%となっています。



図表4-7 現在の住まい

資料:扶桑町障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画アンケート

- 〇本町では、障害のある人の地域における居宅生活を促進するため、地域生活支援事業の中で住宅改修費の助成(居宅生活動作補助用具の購入費及びその設置に伴う小規模な改修工事費の助成)を実施しています。
- ○施設に入所している障害のある人が地域生活へ移行し、地域で安心して暮らすためには、その基盤となる「住まい」の場の確保が重要であり、既存住宅の改善など本人の生活の質の向上と介護者の負担軽減を図るための支援やグループホームなど生活の場の確保が求められています。

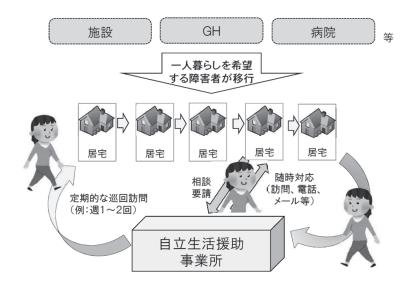
① 住宅改善への支援

施策の内容	担当課等
○住宅改修費の支給については、下肢や体幹等に障害を有する3	福祉課
級以上の方を対象に行っています。引き続き、地域生活支援事	
業の日常生活用具給付等事業として継続していきます。	

② 生活の場の整備

施策の内容	担当課等
○障害のある人が地域で自立した生活を送る住居を確保するとと	福祉課
もに、入所施設から地域生活への移行を促進するため、今後	
も、関係団体と協議しながらグループホームの整備を推進して	
いきます。	
O施設などからひとり暮らしへの移行を希望する障害のある人等	福祉課
に、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応を行	
う自立生活援助の提供体制の整備を、引き続き検討していきま	
す。	

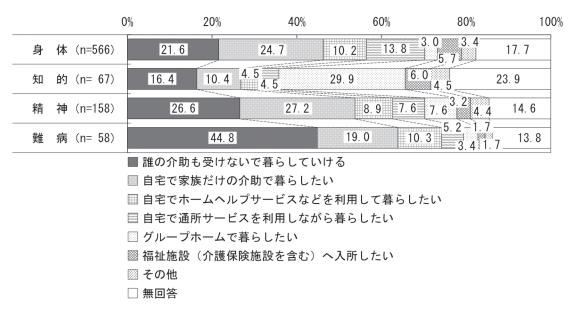
参考:自立生活援助のイメージ



(4) 生活支援の充実

【現状と課題】

「扶桑町障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画アンケート」においては、これからの生活について、身体障害のある人と精神障害のある人は「自宅で家族だけの介助で暮らしたい」が、難病の人は「誰の介助も受けないで暮らしていける」が最も高くなっており、多くの人ができる限り住み慣れた地域で暮らし続けたいと考えていることがわかります。



図表4-8 これからの生活について

資料:扶桑町障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画アンケート

- ○生活支援サービスとしては、障害のある人が居宅において安心して暮らせるよう、 居宅介護などの訪問系サービスを実施しています。また、障害福祉サービス以外で も、配食サービスや寝具洗濯乾燥サービスなど町独自の福祉サービスを実施してい ます。
- ○町内には、障害のある人の日中活動の場として、生活介護や就労継続支援(A型・B型)を行う事業所及び地域活動支援センターがあります。また、障害のある児童の放課後の居場所として放課後等デイサービスがあります。
- ○障害のある人が、自らの生活を自らの意思で選択・決定したいという思いを実現し、 地域で自立した生活を送れるよう、訪問系サービス・日中活動系サービスの充実な ど障害福祉サービスの充実を図る必要があります。

① 居宅における生活支援サービスの充実

施策の内容	担当課等
○障害のある人の地域における自立した暮らしを支えるために、	福祉課
介護給付による居宅介護、行動援護、同行援護等の訪問系サー	
ビスを実施します。利用者のニーズを的確に把握するため、サ	
ービス利用計画を立て、一人ひとりにあったサービスのあり方	
を検討し、障害のある人の日常生活の自立を図ります。	
○障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、相	福祉課
談、体験の機会、緊急時の対応等の必要な機能を備えた地域生	
活支援拠点については、町内の複数の機関において、その機能	
を分担して担う面的整備を行いました。今後も、これらの拠点	
を中心に障害のある人の入所施設・病院からの地域生活への移	
行、親元からの自立を支援します。	
○現在実施している寝具洗濯乾燥サービス事業、入浴サービス事	福祉課
業、特殊寝台貸与事業、訪問理容サービス事業、配食サービス	長寿介護課
事業、緊急通報システム設置事業の制度周知を図り、必要な人	
が必要なサービスを受けられるよう努めます。	
○短期入所については、サービスが必要な人に事業所との契約な	福祉課
どを促し、必要な時にサービスが利用できるよう努めます。	

② 日中活動事業の充実

施策の内容	担当課等
○介護給付の生活介護や就労継続支援、地域生活支援事業の地域	福祉課
活動支援センター並びに放課後等デイサービスについてそれぞ	
れ利用者ニーズの把握と、事業所情報の把握に努め必要なサー	
ビスの確保を図ります。	
〇社会福祉法人ふそう福祉会や扶桑町社会福祉協議会とともに、	福祉課
日中活動の場の確保と質の向上に努めます。	社会福祉協議会

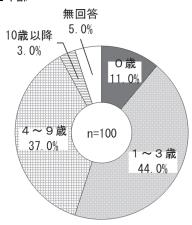
3 こどもたちの可能性を伸ばします

(1) 療育・幼児教育の充実

【現状と課題】

「扶桑町障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画アンケート」においては、障害のある児童が、はじめて障害の判定を受けたのは「1~3歳」が44.0%と最も高くなっており、障害の早期発見という見地から乳幼児健診など母子保健事業が重要であることがわかります。

図表4-9 障害がわかった年齢



資料:扶桑町障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画アンケート

- 〇本町では、乳幼児の疾病の早期発見と成長・発達の確認の機会となるよう定期乳幼児健康診査を実施しています。また、必要に応じて保健指導を行い、専門医療機関での受診を促し、乳幼児の健全な育成に寄与するよう努めています。
- ○障害のある子どもへの対応については、障害のある子どもと障害のない子どもを一緒に保育する統合保育を推進することで障害の有無に関わらず子どもの成長を促しています。また、保育士が障害のある子どもへの理解を深め、保育ニーズの多様化に対応できるよう研修を実施しています。
- 〇障害のある子どもや発達に遅れのある子どもたちが、将来、積極的に社会参加し自立した生活を送るためには、その能力と可能性を最大限伸ばすような療育・幼児教育を行うことが重要になります。一人ひとりの状態やニーズ等に応じたきめ細かい療育・幼児教育が行われるような環境を整える必要があります。

① 早期療育の充実

施策の内容	担当課等
○障害のある子どもの保育、療育には専門性が求められ、医療や	福祉課
福祉・行政の専門家との関わりが重要です。乳幼児教室や定期	子ども課
健康診断等で把握された発達に遅れのある子どもをこれらの機	
関と連携を図り、支援に努めます。	
〇児童発達支援事業所「つくし学園」においては、引き続き、言	福祉課
語療法、作業療法、音楽療法を行い療育の充実に努めます。	子ども課
○1歳6か月、3歳児健診や、2歳児、2歳6か月児歯科健診な	健康推進課
どの機会において、発達の確認を行い、発達の遅れのある子ど	
もとその保護者に対し、早期支援に努めます。	
〇発達の遅れのある子どもとその保護者を対象に健診事後フォロ	健康推進課
ー教室を開催し、その教室を通じ、早期療育に移行できるよう	
支援をします。	

② 統合保育の推進

施策の内容	担当課等
○障害のある子どもについて、集団保育の中で心身の発達を促進	福祉課
するとともに、行政や専門機関との連携を強化し、保育園職員	子ども課
の障害と障害のある児童に対する理解を深め、正しい知識の普	
及啓発に努めます。	
〇保育園等を利用中または利用する予定の障害のある子どもが通	福祉課
う園等を訪問し、他の園児との集団生活への適応のための専門	子ども課
的な支援や便宜を供与する保育所等訪問支援の充実を図りま	
<u></u> す。	

③ 発達障害のある子どもへの対応

施策の内容	担当課等
○障害のある子どもや、発達に遅れのある子どもの支援を児童発	福祉課
達支援事業所「つくし学園」や保育園で実施し、幼児期からの	子ども課
療育指導に努めます。	

────────────────────────────────────	福祉課
とりにあわせた適切な療育を行います。 	子ども課
○児童の発達障害を早期に発見するため、保育・教育・保健医療	福祉課
関係職など児童と日常接する機会の多い職種の人に対して、研	子ども課
修等を行い、発達障害に関する知識を身につけられるようにし	学校教育課
ます。	

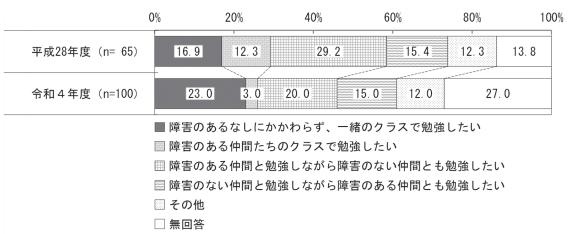
④ 子育て支援の充実

施策の内容	担当課等
○放課後児童クラブにおいて、保護者と協議しながら、障害のあ	子ども課
る児童・生徒の受け入れを検討します。	
〇「扶桑町児童センター ひまわり」において、障害のある子ど	 子ども課
もが利用できるよう配慮します。	
○基本型と母子保健型を統合し、妊娠から子育てまで切れ目のな	 子ども課
い支援を提供できるようにした子育て世代包括支援センターに	
おいて、障害の有無に関わらず、すべての子どもの保護者が安	
心して子育てできるよう、相談支援の充実を図ります。	

(2) 学校教育の充実

【現状と課題】

「扶桑町障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画アンケート」においては、学校で勉強する形態として「障害のあるなしにかかわらず、一緒のクラスで勉強したい」が23.0%と最も高く、前回の調査(平成28(2016)年度)に比べて6.1ポイント上昇しています。次いで「障害のある仲間たちのクラスで勉強しながら、障害のない仲間たちとも勉強する機会をもちたい」が20.0%となっており、多様な教育環境が求められています。



図表 4-10 希望する学習形態

資料:扶桑町障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画アンケート

- 〇小中学校では、障害の特性や発達段階に応じたきめ細かい教育が受けられるよう特別支援教育の充実、教職員の指導力の向上に努めています。また、施設面においては、校内設備のバリアフリー化を促進しています。
- ○学校教育においては、さまざまな障害の状況や特性に応じたきめ細かな支援を行う ことができるよう、教育の資質を高めることが必要です。また、一人ひとりの個性 や可能性を尊重した進路指導・相談をしていく必要があります。さらに、すべての 児童、教職員が障害のある児童について理解を深めていくことが重要です。

<主 要 施 策>

① 教育相談・支援の充実

施策の内容	担当課等
○教育委員会による適切な教育相談の充実に努めるとともに、就	学校教育課
学前の相談についても、保育園、幼稚園、保健所、健康推進課	
(保健センター)等と連携を図って実施していきます。	
○障害のある子どもの保護者に対しては、就学についての十分な	学校教育課
知識・情報が伝わり、理解が得られるよう、関連資料の配布、	
事前の話し合い等を行います。	

② 特別支援教育の充実

施策の内容	担当課等
〇現在、各学校において障害等のある児童・生徒に合わせた教育	学校教育課
が受けられる特別支援学級等を設置しています。また、各学校	
内で校内教育支援委員会を設けて、対象の児童・生徒につい	
て、きめ細かい指導を行っています。今後も引き続き、個々に	
合わせた教育、指導に努めます。	
○ ○ さまざまな理由で学校生活への適応が困難な児童、生徒に対	学校教育課
し、個別的な生活支援を行う特別支援員を配置しています。今	
後も引き続き、現状の体制を維持しつつ、質の高い支援が行え	
るよう努めます。	
〇就学形態については、当事者の希望や障害の種別、程度に応じ	学校教育課
た適切な教育の場が選択できるよう支援していきます。	

③ 学校のバリアフリー化の促進

施策の内容	担当課等
○学校施設のバリアフリー化に努めます。	学校教育課

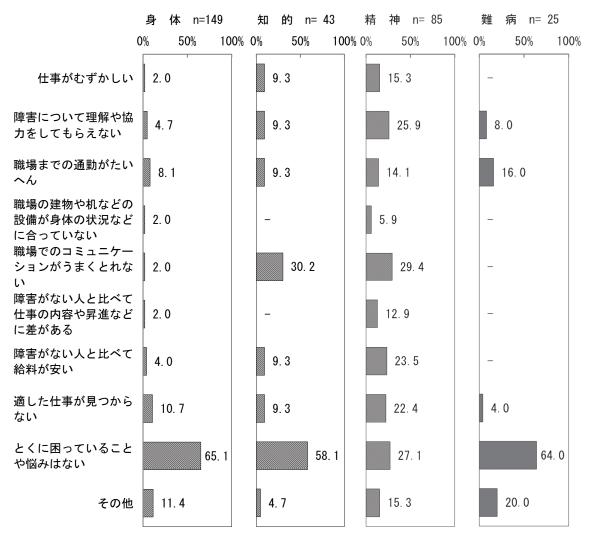
4 いきいきと輝けるよう社会参加を促進します

(1) 雇用・就労の確保

【現状と課題】

「扶桑町障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画アンケート」においては、仕事のことで困っていることとして、身体障害のある人は「適した仕事が見つからない」、知的障害のある人は「職場でのコミュニケーションがうまくとれない」、精神障害のある人は「障害について理解や協力をしてもらえない」、難病の人は「職場までの通勤がたいへん」が最も高くなっています。また、精神障害のある人は全般的に高くなっています。

図表 4-11 仕事のことで困っていること



資料:扶桑町障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画アンケート

- ○本町では、尾張北部障害者就業・生活支援センター「ようわ」と協力して、障害の ある人の職業訓練などに関する情報収集や就労支援を行っています。
- ○町内の生活介護・就労継続支援(A型・B型)事業所に対して支援を行い、一般就 労に向けた支援の場の確保を図るとともに、「国等による障害者就労施設等からの 物品等の調達の推進等に関する法律」(障害者優先調達推進法)に基づき、町にお いて、毎年度、方針を定め、これに基づき、障害者就労施設等からの物品の購入や 役務の提供を優先調達しています。
- ○働くことは、経済的な自立生活の基盤となることはもちろん、社会の一員として役割を果たすという意味で、社会参加の基本といえます。人とのふれあいや生きがいを見いだすことで、より豊かな人生を送ることができます。地域共生社会の実現のためには、働く意欲と能力を有する障害のある人に、もっと働く機会が提供されるよう総合的に支援していく必要があります。また、一般就労への移行やトライアル雇用の活用等によって経済的な自立を果たし、地域での自立した生活が実現するよう、関係機関、学校、企業、サービス事業者などの連携による就労に向けた支援も重要です。

① 雇用・就労の支援

施策の内容	担当課等
○障害のある人が可能な限り就労できるよう、就労を希望する	福祉課
人、一人ひとりの状況を把握し、障害者就業・生活支援センタ	
ーや公共職業安定所などと連携し、就労に向けた支援に努めま	
す。	
○令和7(2025)年10月制度化される予定の「就労選択支援」	福祉課
の利用を促進し、障害のある人の能力や希望に応じて適切な就	
労につなげられるよう努めます。	
○就労移行支援等の利用を経て一般就労している障害のある人と	福祉課
の相談を通じて、就労に伴う生活面の課題に対応し、事業所・	
家族との連絡調整等の支援を一定期間行う「就労定着支援」を	
実施する就労定着支援事業所への協力に努めます。	
○障害者法定雇用率の達成に向けて町内の企業等に働きかけるな	福祉課
ど、障害のある人の就労の促進を図ります。	

② 一般就労に向けた支援の場の充実

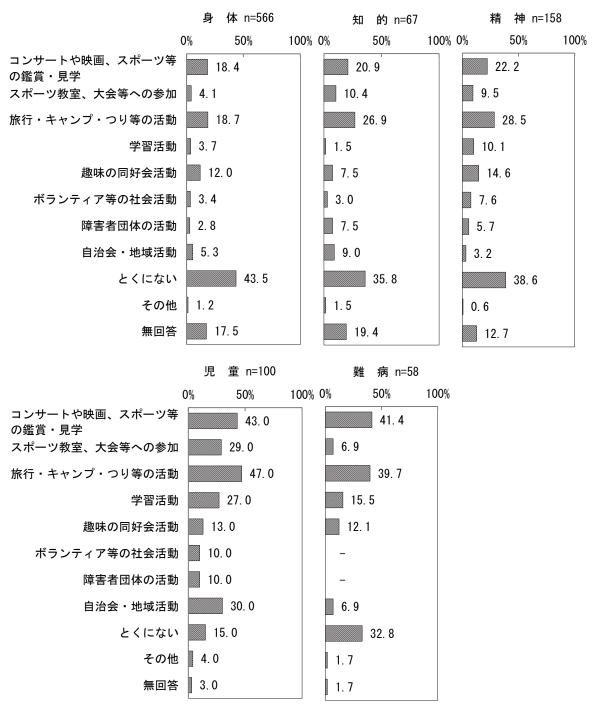
施策の内容	担当課等
○障害福祉サービスを提供している事業所とともに、一般就労に	福祉課
向けた支援の場の確保とサービスの質の向上に努めます。	
○就労移行支援、就労継続支援の事業所情報を収集し、就労を希	福祉課
望する人が必要な訓練を受けることができるよう利用促進を図	
ります。	
○町のあらゆる部署において、その使用する物品や提供される役	全部署
務について検討し、可能な限り障害者就労施設等から受注する	
よう努めます。また、新規事業等を行う場合にも、障害者優先	
調達推進法の趣旨を念頭において取り組みます。	

(2) 文化、スポーツ・レクリエーションの推進

【現状と課題】

「扶桑町障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画アンケート」においては、今後したい活動として、いずれの障害も「旅行・キャンプ・つり等の活動」及び「コンサートや映画、スポーツ等の鑑賞・見学」が高くなっています。

図表4-12 今後したい活動



資料:扶桑町障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画アンケート

- Oスポーツ・レクリエーション活動、文化活動などへの参加は、生活を豊かにするう えで重要です。しかし、障害があるために、それらの活動に参加できないことが少 なからずあるのが現状です。
- ○本町では、各施設のバリアフリー化を随時進めるとともに、障害者手帳を所持している人のスポーツ施設利用料を無料化しています。一人でも多くの障害のある人が気軽に活動に参加し、その楽しさを享受できるよう、参加機会の拡充、参加促進のための配慮をする必要があります。

① 文化活動、イベントの充実

施策の内容	担当課等
○各種講座やイベントについて、障害のある人の参加に配慮した	福祉課
企画を行うよう、関係各課等に協力を求めます。また、社会福	
祉協議会等と連携し、各種障害に対応できるボランティアを確	
保するなど障害のある人が参加しやすい環境づくりに努めま	
す。	
○町主催の講演等の開催の際には、車いす対応の席を確保するな	生涯学習課
どの配慮に努めるとともに、必要に応じて障害の特性に応じた	
文化活動への参加機会の拡充に努めます。	

② スポーツ・レクリエーション活動の推進

施策の内容	担当課等
○障害のある人の健康の維持増進、仲間づくり、余暇の充実など	福祉課
を目的として、一人でも多くの障害のある人がスポーツに親し	生涯学習課
めるよう、関係機関と連携して障害の有無に関わりなく誰もが	
気軽に楽しめるスポーツの普及に努めます。	
○障害のある人に、関連のスポーツ大会やレクリエーション活動	福祉課
への参加を促すとともに、町民に対し協力を要請します。	生涯学習課

③ 施設の環境整備

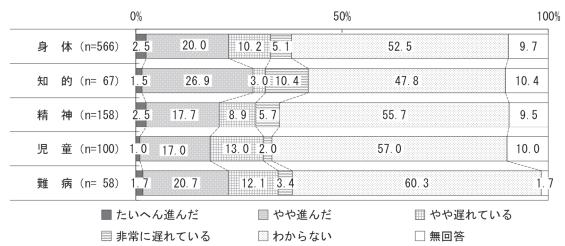
施策の内容	担当課等
○段差の解消、車いすトイレや車いす用観客席の整備、電光掲示	都市政策課
板の設置など障害のある人が安心して活動ができるよう、文化	生涯学習課
会館や体育館等のスポーツ施設のバリアフリー化を推進しま	
す。	

5 安心して暮らせる人にやさしいまちづくりをめざします

(1) 人にやさしいまちづくりの推進

【現状と課題】

「扶桑町障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画アンケート」においては、身体障害のある人の22.5%、知的障害のある人の28.4%、精神障害のある人の20.2%、障害のある児童の18.0%、難病の人の22.4%が、5年前にくらべ、扶桑町はバリアフリーのまちづくりが《進んだ》(「たいへん進んだ」+「やや進んだ」)と答えています。



図表4-13 扶桑町はバリアフリーが進んだか

- 資料:扶桑町障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画アンケート
- ○本町では、まちのバリアフリー化については、少しずつですが着実に進んでいます。これまでに、扶桑駅、柏森駅にエレベーターの設置、役場のスロープ改修工事、身体障害者用トイレ等工事、駐車場整備工事などを行い、町民の利用頻度・改善の必要度の高いところから計画的にバリアフリー化を進めています。道路については、町道の歩道整備の延長、道路と歩道部分の段差改善工事等を実施しています。公共・民間施設等については、愛知県人にやさしい街づくり条例に基づき、行っています。
- ○本町では、オンデマンド型の乗合交通という新たな公共交通サービス「チョイソコ ふそう」の実証運行を令和4(2022)年10月から実施しています。「チョイソコ ふそう」は、町が事業主体となり、サービス提供事業者と連携して、運行しています。

- ○移動支援については、地域生活支援事業の一環として、移動支援事業を実施しています。
- ○平成18(2006)年度には扶桑町福祉有償運送運営協議会を設置し、令和5(2023) 年10月現在の登録団体は1団体となっています。
- ○タクシー料金助成事業、車いす対応車両の貸出などを実施するとともに、社会福祉 協議会ではボランティアの協力を得て、移送サービスを行っています。
- 〇今後も引き続き、障害のある人の社会参加を促進するため、障害のある人をはじめ 高齢者や子どもなど、誰もが利用しやすいまちづくりをめざしていく必要がありま す。

① ユニバーサルデザインの促進

施策の内容	担当課等
○公共施設では障害者用駐車スペースの確保、入り口のスロープ	都市政策課
の整備推進に努めます。また、障害のある人や乳児を抱えた人	
にも利用しやすいトイレの整備に努めます。誰もがスムーズに	
移動できるように、バリア(障壁)の除去に努めます。	
O民間施設については、愛知県「人にやさしい街づくりの推進に関	都市政策課
する条例」に基づくバリアフリー化の指導に努めていきます。	
○扶桑駅及び柏森駅のエレベーター、エスカレーターの維持管理	都市政策課
に努め、円滑な移動手段の確保を図ります。	
○道路については、必要性の高い箇所から歩車道部分の段差等の	土木農政課
改善を図ります。	

② 移動手段の確保

施策の内容	担当課等
○障害のある人の外出を支援するため、障害福祉サービスの介護	福祉課
給付による行動援護、同行援護及び地域生活支援事業による移	
動支援事業を実施し、障害のある人の外出を支援します。ま	
た、移動支援事業については、利用者ニーズを把握し、より使	
いやすい制度に向けて研究します。	
〇障害のある人の日常生活における活動を支援するため、引き続	福祉課
き、対象となる人にタクシー料金の利用助成を行います。ま	
た、利用状況やニーズを検討し、より使いやすい制度に向けて	
研究します。	
〇ボランティアの協力による移送サービスを実施し、障害のある	社会福祉協議会
人の社会参加の支援を図ります。	
〇福祉有償運送制度を広く周知し、外出支援をしていきます。ま	長寿介護課
た、福祉有償運送運営協議会として、既存の交通機関とバラン	
スをとりながら移動手段の確保に努めます。 	
〇障害の有無に関わらず町民の誰もが積極的に外出や社会参加で	地域協働課
きるよう、オンデマンド型の乗合交通「チョイソコふそう」の	
利便性の向上を図ります。	

(2) 防災・防犯対策の推進

【現状と課題】

「扶桑町障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画アンケート」においては、災害時に不安に思うこととして、いずれの障害も「避難についての不安」と「家族などに連絡のとれないことについての不安」が高くなっています。

精 神 n=158 児 童 n=100 難 病 n= 58 身 体 n=566 知 的 n= 67 100% 0% 100% 0% 50% 50% 100%0% 50% 100% 0% 50% 50% 100% 災害の状況がわ 27.7 47.8 34. 2 53.0 41.4 からないこと 救助についての 24. 6 27.8 41.0 32.8 34.3 不安 避難についての 56.0 37.9 48.1 41.1 56.7 不安 家族などに連絡 48.3 64.0 をとれないこと 29. 2 53.7 41.1 についての不安 13.8 15.8 15.0 わからない 19.1 13.4 8.2 1.0 12.1 その他 2.5 4.5 3.0 8.6 無回答 10.8 9.0 9.5

図表 4-14 災害時に不安に思うこと (複数回答)

資料:扶桑町障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画アンケート

- 〇本町では、ひとり暮らしの重度身体障害者等の急病や災害時などの緊急時に迅速に対応するため、緊急通報システム設置事業を実施しています。また、音声による 119番通報が困難な聴覚、言語機能障害者が円滑に消防への通報を行える「NE T119緊急通報システム」を実施しています。
- ○「扶桑町地域防災計画」の中で、ひとり暮らし高齢者や障害のある人など要配慮者 について、避難行動要支援者名簿を作成し、災害時における避難等を地域の支援で 受けられる体制の整備を進めています。
- ○住居に関する災害対策については、木造住宅の無料耐震診断を実施するとともに耐 震改修には補助金を支出し、耐震に対する意識の向上を図っています。加えて、地

震対策補助金を支出し、家具転倒防止やガラスの飛散防止に努めています。

- 〇避難行動要支援者が指定避難所での生活が困難になった場合に備え、福祉避難所を 指定しています。令和5(2023)年10月現在、扶桑町総合福祉センターをはじめ 計5施設を福祉避難所として指定しています。
- 〇避難行動要支援者名簿等を活用した近隣による日ごろからの見守りや避難時の具体 的な支援体制の充実が求められるとともに、避難場所等の支援の体制を検討する必 要があります。
- ○犯罪や交通事故に対する不安が、障害のある人の行動をさらに不自由にしており、 地域ぐるみで安全対策を推進していくことが求められています。

① 避難行動要支援者の把握と支援体制の整備

施策の内容	担当課等
○災害時の避難等に支援を必要とする一人暮らし高齢者や障害の	福祉課
ある要配慮者をあらかじめ把握し、地域の支援が受けられるよ	長寿介護課
う体制を整えます。要配慮者に対する普段からの見守りや、災	
害発生時に災害に関する情報を伝えたり、一緒に避難したりす	
るなどの支援をしてもらえるよう事前に近隣住民に要請し、地	
域における支援体制の構築に努めます。	
○扶桑町地域防災計画に基づき、避難所において障害のある人な	防災安全課
ど要配慮者のスペースを確保します。	
〇民生委員や自治会組織等と協力し、木造住宅無料耐震診断や耐	防災安全課
震改修工事を行うなど防災意識の向上に向けた取り組みに努め	
ます。	

② 災害対策の推進

施策の内容	担当課等
○福祉避難所において、相談等の必要な支援が受けられるなど、	福祉課
安心して避難生活ができる環境を整えるとともに協力者の確保	防災安全課
に努めます。また、障害のある人一人ひとりが、避難所におい	
て必要とする物品、薬品等を普段から自主的に備蓄するよう周	
知・啓発を行います。	
○障害福祉サービス提供事業所等と連携のもと、避難訓練の実施	福祉課
や防災啓発活動、事業所等におけるリスクや、食料、飲料水、	
生活必需品、燃料その他の物資の備蓄・調達状況の確認を行い	
ます。また、災害の種類別に避難に要する時間や避難経路等の	
確認を促します。	

〇災害が発生したとしても、自宅建物に倒壊などの危険がなく住み続けられる状態であれば在宅避難も有効です。障害のある人が、安心して在宅避難ができるよう、必要な物資、食料等を受け渡せる体制を整備するとともに、平時から在宅避難に関する情報提供を積極的に行っていきます。

福祉課 防災安全課

③ 防犯対策の推進

施策の内容	担当課等
○高齢者や障害のある人たちが犯罪の被害に遭わないように防犯	都市政策課
上必要な知識や情報を提供するとともに、地域防犯パトロール	
の充実を図るなど、防犯意識の向上及び普及啓発に努めます。	
○障害のある人の消費者トラブルに関する必要な情報提供を行	福祉課
い、障害のある人の消費者トラブルの防止及び被害からの救済	都市政策課
を図ります。	

資 料

1 用語解説

【あ行】

- 一般就労 障害者が、一般企業への就職、在宅就労、自ら起業することをいう。
- 移動支援事業 障害者総合支援法に定める地域生活支援事業の1つで、屋外での移動が困難な障害者 の地域における自立生活および社会参加を促すことを目的として、外出のための支援を行う事業。
- オンデマンド型の乗合交通 経路、乗降地点、時刻のいずれか、あるいは、すべてに柔軟性を持たせることで、利用者の要求に応えて運行する乗合型の公共交通サービス形態をいう。道路運送法上では「路線不定期運行」「区域運行」と呼ばれる。

【か行】

- 基幹相談支援センター 地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務(身体障害・知的障害・精神 障害)及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて、総合的・専門的な相談支援、地域の相談支援体制の強化の取組、地域移行・地域定着の促進、権利擁護・虐待防止の事業を行う。
- グループホーム(共同生活援助) 障害者総合支援法に定める障害福祉サービスの1つであるグループホームは、障害者が共同生活を行う住宅である。入居者の平日の日中は、一般就労あるいは日中活動系サービスを利用する。
- **権利擁護** 自らの意思を表示することが困難な知的障害者等に代わって、援助者等が代理としてその 権利やニーズの獲得を行うことをいう。
- **行動援護** 障害者総合支援法に定める障害福祉サービスの1つで、自己判断力が制限されている人 (自閉症、てんかん等の重度の知的障害者または統合失調症等の重度の精神障害者であって、危険 回避ができない、自傷、異食、徘徊等の行動障害に対する援護を必要とする人)が行動する際の危 険を回避するための援護をいう。移動の場合も利用できる。
- **合理的配**慮 障害者の権利に関する条約の「合理的配慮」とは、「障害者が他の者と平等にすべての 人権および基本的自由を享有し、または行使することを確保するための必要かつ適当な変更および 調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失したまたは過度の負 担を課さないものをいう」と定義されている。

【さ行】

就労移行支援 障害者総合支援法に定める障害福祉サービスの1つで、就労を希望する障害者に、生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスである。就労移行支援利用期間は、2年間(あん摩マッサージ指圧師、はり師または

きゅう師の資格取得を目的とする場合は3年間または5年間)とされている。

就労継続支援 障害者総合支援法に定める障害福祉サービスの1つで、A型とB型の2種類がある。 就労継続支援(A型) 通常の事業所に雇用されることが困難な障害者に、就労の機会を提供する とともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識および能力の向上のために必要 な訓練等を行うサービスで、一般雇用に近い形態のものをいう。

就労継続支援(B型) 通常の事業所に雇用されることが困難な障害者に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識および能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスで、従来の福祉的就労に近い形態のものをいう。

- **就労選択支援** 障害者総合支援法に定める障害福祉サービスの1つで、就労移行支援または就労継続 支援を利用する意向がある人や、現在就労移行支援または就労継続支援を利用している人が、就労 先・働き方についてよりよい選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、 就労能力や適性等に合った選択を支援する事業である。
- **手話通訳者** 重度の聴覚障害者・重度の言語障害者と障害のない人との意思伝達を援助する人。手話 通訳者の公的な資格を手話通訳士という。
- **障害者基本計画** 障害者基本法に従い、政府が障害者の福祉および、障害の予防に関する様々な施策 を総合的に推進するための基本計画。この計画に準じて、都道府県および市区町村などの地方公共 団体でも、それぞれ都道府県障害者計画、市町村障害者計画を策定しなければならないとされている。
- 障害者基本法 昭和45(1970)年に制定された「心身障害者対策基本法」を平成5(1993)年に 抜本改正して制定した法律。基本的理念として、①すべて障害者は、個人の尊厳が重んぜられ、そ の尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する、②すべて障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられる、と定め、障害者の基本的人権とノーマライゼーションを唱っている。具体的な施策としては障害者基本計画等の策定の ほか、医療・教育・雇用・年金など、あらゆる分野について、国および地方公共団体等の義務を定めている。
- 障害者計画 障害者基本法により、都道府県および市町村が策定する障害者のための施策に関する総合的な計画。計画の範囲は、障害者についての雇用・教育・福祉・建設・交通など多岐にわたり、 障害者の年齢・障害の種別・程度に応じたきめ細かい総合的な施策推進が図れるようにするとしている。なお、国が定めるものを障害者基本計画という。
- 障害者虐待防止法 平成23 (2011) 年6月に公布された「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の略称。国や地方公共団体、障害者福祉施設従事者、使用者等に、障害のある人の虐待の防止等のための責務を課すとともに、虐待を受けたと思われる障害のある人を発見した人に対する通報義務を課すなどしている。
- 障害者権利条約 障害のある人に対する差別を撤廃し、社会参加を促すことを目的として、平成18 (2006)年12月、国連総会において全会一致で採択された障害者の権利に関する条約。わが国は、

- 平成19(2007)年の同条約署名以降、条約の批准に向けた国内法の整備等を進め、平成26(2014)年1月に同条約を批准し、同年2月から効力を発することとなった。
- 障害者雇用促進法 「障害者の雇用の促進等に関する法律」の略称。障害のある人の雇用義務等に基づく雇用の促進等のための措置、職業リハビリテーションの措置、その他障害のある人がその能力に適合する職業に就くこと等を通じて職業生活の自立を促進するための措置を総合的に講じ、障害のある人の職業の安定を図ることを目的とする法律。総則において、事業主、国および地方公共団体の責務、障害のある人の職業人としての自立努力義務を規定し、その雇用を促進するため、職業リハビリテーションの推進、障害のある人の雇用義務(法定雇用率)、障害者雇用調整金の支給等および障害者雇用納付金の徴収を定めている。
- 障害者雇用率 障害者の雇用の促進等に関する法律に定められているもので、一般の民間企業にあっては2.3%(令和6(2024)年4月から2.5%、令和8(2026)年7月から2.7%)、特殊法人・国・地方公共団体にあっては2.6%(令和6(2024)年4月から2.8%、令和8(2026)年7月から3.0%)、一定の教育委員会にあっては2.5%(令和6(2024)年4月から2.7%、令和8(2026)年7月から2.9%)とされ、これを超えて身体障害のある人、知的障害のある人および精神障害のある人を雇用する義務を負う。この雇用率を達成していない事業主には、毎年度、未達成数に応じて障害者雇用納付金の納付を義務づけ、達成している事業主に対しては、障害者雇用調整金または報奨金が支給される。
- 障害者差別解消法 平成28 (2016) 年4月1日に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の略称。障害者権利条約の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的としている。差別を解消するための措置として、国・地方公共団体等および民間事業者に、差別的扱いの禁止と合理的配慮の提供を求めている。
- **障害者試行雇用事業** 障害者の雇用経験がないこと等から雇用をためらっている事業所に、障害者を 試行雇用(トライアル雇用、原則3か月)の形で受け入れてもらい、本格的な雇用に取り組むきっ かけづくりを進める事業。事業主に対しては、トライアル雇用終了後、奨励金が支給される。
- 障害者総合支援法 障害者自立支援法は、平成25(2013)年4月から障害者総合支援法(法律名は 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」という)に改正された。障害の ある人や難病患者等の地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害のあ る人等の日常生活及び社会生活を総合的に支援することを目的としている。これを達成するために、 都道府県および市町村に障害福祉計画の策定を義務づけている。
- 障害者優先調達推進法 平成24(2012)年6月に公布された「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」の略称。国・独立行政法人等、地方公共団体・地方独立行政法人は、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関し、その受注の機会を確保するための必要な事項等を定め、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図ることとしている。

- 障害保健福祉圏域 広域的に障害者福祉施策を推進する1つの単位。愛知県の障害保健福祉圏域は、 名古屋・海部・尾張中部・尾張東部・尾張西部・尾張北部・知多半島・西三河北部・西三河南部・ 東三河北部・東三河南部の11圏域で、本町は、春日井市、犬山市、江南市、小牧市、岩倉市およ び大口町の5市2町で構成する尾張北部圏域に属している。
- **自立支援** 障害者施策で用いられる自立支援とは、介助が必要な重度の障害者であっても、自らの意 志によって、自らの人生を選択・決定し、社会の一員として主体的に生きていくための支援をいう。
- 自立支援地域協議会 相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、 中核的な役割を果たす定期的な協議の場として都道府県および市町村が設置する協議会。自立支援 地域協議会は、サービス提供事業者、雇用、教育、医療等の関連する分野の関係者で構成する。
- **生活介護** 障害者総合支援法に定める障害福祉サービスの1つで、常時介護を要する障害程度が一定以上の障害者が、主として昼間において、障害者支援施設などで、入浴、排せつまたは食事の介護、 創作的活動または生産活動の機会の提供等を受けるサービスである。
- **成年後見制度** 判断能力(事理弁識能力)の不十分な者を保護するため、一定の場合に本人の行為能力を制限するとともに本人のために法律行為をおこない、または本人による法律行為を助ける者を選任する制度。
- **成年後見制度利用支援事業** 自分で十分判断のできない人の財産管理や介護サービス契約等について、 後見人等の援助を受けられるよう、本人に代わって市長が家庭裁判所に後見人等選任のため、申立 ての手続きを行う事業。また、費用の負担をすることが困難と認められる人に対し、審判の請求に 係る費用および後見人への報酬の助成を行う。
- **早期療育** 運動面、精神面あるいは感覚面の発達が遅れていると思われる子供をできるだけ早く発見し、早期に治療・訓練等などを親と関係機関が協力して行い、最大限その子供の発達を促していこうとする取り組み。
- 相談支援事業 障害者総合支援法に定める相談支援は、障害のある人や障害のある人の介護を行う人 などからの相談に応じ、必要な情報の提供等や、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、 障害のある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにすることを目的とする サービスである。相談支援には、基本相談支援、地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)および計画相談支援がある。事業の実施者は市町村であるが、その運営を常勤の相談支援専門員が配置されている指定相談支援事業者に委託することができる。

【た行】

- **地域活動支援センター** 障害者総合支援法に定める地域生活支援事業の一種で、障害のある人に創作的活動または生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進等の便宜を供与する事業。地域活動支援センターには、従来の作業型デイサービスや精神障害者地域生活支援センター、共同作業所等で就労継続支援などの障害福祉サービスの日中活動系サービスに移行しないところが該当する。
- 地域生活支援事業 地域生活支援事業は、地域の実情に応じて、柔軟に実施されることが好ましい事

- 業として障害者総合支援法に位置づけられている。市町村が行う必須事業として、相談支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業および地域活動支援センターがあり、入浴サービス事業、日中一時支援事業等の必須事業以外の事業も実施することができるとされている。
- **地域包括ケアシステム** 高齢者や障害のある人が身近な地域で生涯を安心して暮らしていけるよう、 保健・医療・福祉などの社会資源やマンパワー(人材活力)を広く活用し、支援を要する人を地域 社会全体で支えるしくみ
- **テイクテン** 1日に10分間の運動を2~3回行い、10品目の食品をとるという介護予防プログラムで、 介護予防システムの一つ。運動と食事改善を組み合わせることによって、老化防止の相乗効果を得 るのがねらい。
- 同行援護 障害者総合支援法に定める障害福祉サービスの一種で、移動に著しい困難がある視覚に障害のある人が、同行するガイドヘルパーにより、移動の援護、排せつおよび食事等の介護、その他の必要な援助を受けるサービスをいう。
- **統合保育** 心身に障害のある子どもと、障害のない子どもを一緒に保育すること。インテグレーション、メインストリーミングともいう。
- 特別支援員 小・中学校において障害のある児童生徒に対し、食事、排泄、教室の移動補助等学校に おける日常生活動作の介助を行ったり、発達障害の児童生徒に対し学習活動上のサポートを行った りする支援員。
- 特別支援教育 障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の 困難を改善または克服するため、適切な指導および必要な支援を行うもの。
- トライアル雇用 ⇒ 障害者試行雇用事業

【な行】

- 内部障害 身体障害者福祉法で規定する身体障害の1つ。心臓、じん臓若しくは呼吸器またはぼうこう若しくは直腸若しくは小腸若しくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害で、永続し、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められる障害を同法の対象となる身体障害としている。一般的に、内部障害は外見的に異常のないことが多いため、手足の欠損等外見的に異常が認められる外部障害と比較し、周囲の認識の低さから、障害が過小評価されることが問題とされている。
- **日常生活自立支援事業** 認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う事業。
- **日中活動系サービス** 従来の入所施設は、昼夜のサービスがパッケージ化されていたが、障害者総合 支援法により、日中活動の場と住まいの場をそれぞれ選択することになる。日中活動の場とは、生 活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護等で提供されるサービスをいい、これ らのサービスは地域生活をしている障害者も利用できる。

【は行】

- **発達障害** いくつかのタイプに分類されており、自閉症、アスペルガー症候群、注意欠如・多動性障害(ADHD)、学習障害、チック障害などが含まれる。これらは、生まれつき脳の一部の機能に障害があるという点が共通しており、同じ人に、いくつかのタイプの発達障害があることも珍しくない。個人差がとても大きいという点が、発達障害の特徴といえる。なお、アメリカ精神医学会の診断基準DSM-5では、アスペルガー症候群を含む広汎性発達障害が、自閉症スペクトラム障害という診断名に分類される。
- **バリアフリー** 障害者を含む高齢者等の社会生活弱者、狭義の対象者としては障害者が社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的な障害や精神的な障壁を取り除くための施策、若しくは具体的に障害を取り除いた状態をいう。
- ピアカウンセリング 障害のある人や高齢者が、自らの体験に基づいて、同じ仲間である他の人の相談に応じ、問題の解決を図ること。ピア〔peer〕とは、同じ仲間、同じ背景を持つ人同士を意味する。アメリカの自立生活センターでとられている方式がわが国にも伝えられたものである。
- **放課後児童クラブ** 小学校児童等を対象に、学校の余裕教室などを利用して、授業終了後に保護者に 代わって、児童の生活指導等を行う事業。学童保育等ともいう。
- **避難行動要支援者** 要配慮者のうち災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な人。
- **福祉避難所** 既存の建物を活用し、一般の避難所では生活に支障を来す介護の必要な高齢者や障害のある人などに対して、ケアが行われるほか、要援護者に配慮したポータブルトイレ、手すりや仮設スロープなど、バリアフリー化が図られた避難所をいう。

【や行】

- **ユニバーサルデザイン** 「すべての人のためのデザイン」をいう。障害者や高齢者、外国人、男女など、それぞれの違いを越えて、すべての人が暮らしやすいように、まちづくり、ものづくり、環境づくりなどを行っていこうとする考え方である。ユニバーサルデザインは、障害者や高齢者に対するバリアフリーの考え方をさらに進めて、例えば施設やものをつくるときに、始めからできるだけすべての人が利用できるようにしていくことである。
- **要約筆記者** 所定の講習を受けて要約筆記の技術を習得し、聴覚に障害のある人のために要約筆記を 行う人。要約筆記とは、聴覚に障害のある人のための意思疎通を図る手段で、話し手の内容を筆記 して聴覚に障害のある人に伝達するものである。

2 自立支援地域協議会

(1) 設置規則

◎扶桑町自立支援地域協議会設置規則

〔平成25年3月29日規則第3号〕

(趣旨)

第1条 この規則は、扶桑町附属機関条例(平成25年扶桑町条例第1号)第3条 の規定に基づき、扶桑町自立支援地域協議会(以下「協議会」という。)の組織 及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

- 第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 相談支援事業の運営等に関すること。
 - (2) 困難事例への対応のあり方に関すること。
 - (3) 地域関係機関によるネットワークの構築等に関すること。
 - (4) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
 - (5) 障害福祉計画の策定に関すること。
 - (6) 前各号に掲げるものの他町長が必要と認めること。

(組織)

- 第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する委員12人以内をもって組織する。
 - (1) 相談支援事業者
 - (2) 障害福祉サービス事業者
 - (3) 保健・医療関係機関に属する者
 - (4) 教育関係機関に属する者
 - (5) 企業・雇用関係機関に属する者
 - (6) 障害者関係団体に属する者
 - (7) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合に おける補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

- 第5条 協議会に会長及び副会長を置く。
- 2 会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、そ の職務を代理する。

(会議)

- 第6条 協議会は、必要に応じ、会長が招集する。
- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(報酬及び費用弁償)

第7条 委員の報酬及び費用弁償については、扶桑町特別職の職員で非常勤のもの 等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年扶桑町条例第1号)に規定する 額とする。

(作業グループ)

- 第8条 協議会に、第2条に定める所掌事務に関する資料の収集、調査及び研究を 行うための作業グループを置くことができる。
- 2 作業グループの構成員は、協議会委員が属する機関の実務担当者で構成し、会長が指名する。

(個別ケア会議)

- 第9条 協議会は、個別事案に対する対応を協議するため個別ケア会議を設置する ことができる。
- 2 個別ケア会議の構成員は、協議会委員が属する機関の実務担当者でかつ、当該 個別事案に携わる者で構成し、会長が指名する。

(秘密保持)

第10条 委員、作業グループ構成員及び個別ケア会議構成員は、協議会、作業グループ及び個別ケア会議において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委員、作業グループ構成員及び個別ケア会議構成員を退いた後も同様とする。

(庶務)

(委任)

第11条 協議会の庶務は、扶桑町健康福祉部福祉児童課において処理する。

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(2) 委員名簿

区分	所属等	氏 名	備考
相談支援事業者	尾張北部障害者就業・生活支援センター	田代 波広 (令和5年3月まで)	
和欧文及子来占	ようわ センター長	林 幸児 (令和5年4月から)	
	社会福祉法人扶桑町社会福祉協議会	武 富 勝 史 (令和5年3月まで)	·会長
障害福祉サービ	事務局長	小 川 健 (令和5年4月から)	本区
ス事業者	医療法人桜桂会 地域活動支援センター 希楽里 施設長	渡辺 久佳	
	社会福祉法人ふそう福祉会 代表	江口 美鈴	
保健・医療関係機関に属する者	 愛知県江南保健所 健康支援課長	平 松 司 郎 (令和5年3月まで)	
	支州宗江时怀健///	田代 一夫 (令和5年4月から)	
教育関係機関に属する者	愛知県立一宮東特別支援学校、校長	伊 藤 悟 (令和5年3月まで)	
	· 发知宗立 · 古宋付別义拨于仪 · 仪衣	稲垣 貴子 (令和5年4月から)	
企業・雇用関係 機関に属する者	大山公共職業安定所 所長	髙居 功一	
	扶桑町心身障害児者父母の会の会長	岡本 徳美	
障害者関係団体 に属する者	扶桑町身体障害者福祉会 会長	源口 千秋	
	扶桑町精神障害者家族会(扶桑しらゆり 会) 代表	柳井 直和	
その他町長が必 要と認める者	障害児・者総合相談センターふそう	神野知佳	副会長

3 計画の策定経緯

年 月 日				ال]	뙫	<u> </u>				
令和4(2022)年											
10月12日	令和4年度	令和4年度第2回扶桑町自立支援地域協議会									
	│ ○扶桑町第	5期障	害者	計画	につ	いて	-				
	○アンケー	卜調査	にこ	いて							
11月26日~	 扶桑町障害	者計画	• 障	害福	祉計	画ア	'ンケー	トの	実施		
12月16日	(調査の概要)									
	区分	身体障のある		知的のあ			神障害 ある人	障害あるり		難病の	人
	調査対象者	歳以上の	の身 者手	歳以」 育手帖	_の療 長所持 ₹	歳以 神障 健福	j	歳未満 体障害 帳、療	の者育は者長	金の受	
	調査基準日				令	和44	₹11月1	B			
	(回収結果)										
	IIIX 分I	}体障害		障害 る人				1 4 4	病の人	合	計
	配布数回収数	1,022 571		139 67		379 163	379 196		100 58	-	336
	有効回答数	566		67		158	10 10	00	58	9	949
	有効回答率	55.4%	48	3.2%	41.7% 51.0		51.0	% 5	58.0%	51.	7%
令和 5(2023)年											
3月17日	令和4年度第3回扶桑町自立支援地域協議会										
	○扶桑町障害者計画・障害福祉計画アンケート結果について										
	○扶桑町第5期障害者計画について										
	○扶桑町第	○扶桑町第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画につい									
	τ	τ									

年 月 日	内容
令和 5(2023)年	
12月21日	令和5年度第1回扶桑町自立支援地域協議会
	○扶桑町第5期障害者計画について
	○扶桑町第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画につい
	て
令和6(2024)年	
1月5日~2月6日	パブリックコメントの実施
2月13日	令和5年度第2回扶桑町自立支援地域協議会
	○パブリックコメントの結果について
	○扶桑町第5期障害者計画および扶桑町第6期障害福祉計
	画・第3期障害児福祉計画の承認について

扶桑町第5期障害者計画

令和6(2024)年3月

発行:扶桑町

編集:健康福祉部福祉課

〒480-0102

愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字天道330番地

TEL 0587-92-4116 FAX 0587-93-2034